

Article

Power to bring the persistent child support of After-school Child Care Workers

YAMAGUCHI, Kuniko 11

Association between Driving Ability and Locomotive Syndrome in Community Older Adults (Cross-sectional Study)

KATAYAMA, Akihiko ABE, Takenori MIYATAKE, Nobuyuki 17

Money Flow of the United Church of Christ in Japan and Macro Economy

DOI, Shougo 37

Review Article

Tamiko Jimbo (2023) Newly revised edition of Dakkai (cult withdrawal) : The Realities of the Unification Church. Kirisuto Shimbun, Co. Ltd. (literally, the Christ Newspaper).

AIZAWA Isao 69

December, 2023

The Literary Society of Shikoku Gakuin University

Zentsuji, Kagawa, Japan

論

集

第

一

六

四

号

二

〇

二

三

年

一

二

月

四国学院大学文化学会

論文

放課後児童支援員が行っている粘り強い対応を下支えする力

山口 孔丹子 11

地域高齢者における運転能力とロコモティブシンドロームとの関連 (横断研究)

片山 昭彦 安部武矩 宮武 伸行 17

日本基督教団の資金循環とマクロ経済

土井 省悟 37

書評論文

神保タミ子 (2023) 新装改訂版『脱会 今こそ知っておくべき統一協会の実像』キリスト新聞社

あいざわいさお 69

2023年12月

四国学院大学文化学会

香川県善通寺市

〔論文〕

# 放課後児童支援員が行っている 粘り強い対応を下支えする力

山口孔丹子

## — 目 次 —

1. はじめに
2. 問題と目的
3. 調査
4. 考察
5. おわりに

キーワード：放課後児童クラブ 放課後児童支援員 接面

## 1. はじめに

本研究では、放課後児童クラブの子どもの自己性形成の様子を映し出すとともに、関係発達論の立場から「共に生きる」ことによる支援員の成長と発達を明らかにする。支援員の成長や発達を明らかにするための切り口として、「接面」を生み出すために支援員が行っている粘り強い対応を下支えする力に着目する。

研究方法は、支援員へのインタビューである。支援員と子どもの「接面」を見つめ、また「接面」を生み出すことを通して、支援員の成長と発達のプロセスを映し出す。考察では、支援員の粘り強い対応を下支えする力とは何かを検討する。

## 2. 問題と目的

放課後児童支援員（以下支援員）の成長と発達に貢献する研修として、ソーシャルスキルトレーニングやペアレントトレーニングなど行動科学を理論的支えとした研修がある。また、共感、傾聴など来談者中心療法によるカウンセリング技術向上の研修も多く導入されている。行動科学や来談者中心療法を基とした研修により、支援員の技術向上が促進されれば、それによる子どもの変容を見ることができだろう。しかし、そのような研修の成果を可能にするのは、それらの支援を行うことのできる支援員と子どもの関係が既に築かれているかどうかによる。これは重要な点である。

関係発達論を基に支援員の成長と発達を捉えると、「間主観的にわかるという現象」に注目することができる。関係発達論は「間主観的にわかる」という人と人の関係性の中核にあるものを扱う（鯨岡・大倉, 2021）。従って、子どもと大人の「共に生きる」場での心の交流およびそれぞれの成長と発達を捉えるには、関係発達論を研究の基に据えることが不可欠である。本研究では、支援員の成長や発達を明らかにするための切り口として、「接面」を生み出すために支援員が行っている粘り強い対応を下支えする力に着目する。

鯨岡ら（2021）は「接面」の生成に関してという四項目のうちの第一として接面を以下のように説明している。

接面は相手と私のあいだの物理的空間を言うものではない。相手の心の動きが私につかめた時を振り返って、なぜそれがつかめたのかを考えた時に、その条件として接面が生まれてくると理論上はいわざるを得ない。しかし体験的には、私と相手のあいだに、あるいは私や相手を包み込むように、独特の雰囲気を持った空間ないし場が生まれると感じられる。息が合う、呼吸が合う、響き合うと言う場面や聴衆である私とオーケストラが一体となるように感じられる場面も「接面」に含有されてよい。（鯨岡・大倉, 2021, p.18）

支援員と子どもの「接面」の特徴の共通点は、保育や学校の現場と同じく、支援員と子どもが非対等的な立場で「共に生きる」者であると言う点である。非対

等である以上「共に生きる」関係を維持するためには、実践主体の粘り強い対応が求められる。（鯨岡ら、2021）

しかし、一方で支援員の保育士や教員との大きな違いは保育指針や学習指導要領及び自己評価に支援員はそれほどしばられていないことである。その良い面として支援員と子どもの「接面」を生み出すことが個人の裁量に委ねられていることが挙げられる。その悪い面としては支援員の仕事ぶりを評価する仕組みも整わない中、支援員の仕事に対するモチベーションが低下しがちであることが挙げられる。

このような背景のある放課後児童クラブの特徴として、支援員と子どもが「共に生きる」ことを目指す中であっても、「接面」が生まれにくい場合がある。考えられる理由の第一として、子どもが放課後児童クラブという場に心から納得して通っていないために「接面」が生まれにくいという場合がある。例えば「学校が終わり疲れているので、家に直接帰りたい」「異年齢集団が苦手である」「秩序がない自由な場所でどのように過ごして良いのかわからない」など通いはじめの段階から負の情動を持って放課後児童クラブに通う子どもが一定数いる。考えられる理由の第二としては子どもにとって放課後児童クラブの支援員の役割が見えにくいということが挙げられる。子どもにとって支援員は教師のように教える者でも養育者のように養育に対して権威を持つ者でもない。それまで、大人の役割を入り口として大人との関係をつくってきた子どもたちにとって、支援員とはどのように関係をつくれれば良いのかわからない存在であり、子どもたちは戸惑うことになる。つまり、支援員は放課後児童クラブに負の情動を持っている子どもたちや、支援員との関係づくりに戸惑いを覚えている子どもたちと「接面」を生み出すことに取り組むわけであり、この点では、保育士や教員と比較してもスタート地点において出遅れている状態なのである。このような中で「接面」を生み出す営みには、支援員の粘り強い対応とそれを下支えする力が必要になる。

残念なことに、支援員と子ども、保育士と子ども、教師と子どもといった明らかに非対等な関係の場合は、従来の心理学では、どうしても弱い立場の子どもの成長に焦点が当てられてきた。そうではなく、教える側、守る側の大人の成長にこそ現場の様々な問題を解決する鍵があるのではないか。中でも資格や指導要領や評価の縛りの比較的少ない支援員の場合は、この大人の側の成長の問題を追跡

しやすく、また追跡する必要度も高い。それが、本研究の対象として支援員を選んだ理由である。

本研究では、支援員へのインタビューを手がかりにして支援員と子どもの「接面」を見つめ、また「接面」を生み出すことを通して、支援員の成長と発達のプロセスを映し出す。研究方法は、語り合い法を参考にする。語り合い法は、「まず何よりも現場を生きる人々の『らしさ』を描き出そうとし、それを通じて生きている心的風景／気分を了解していこうとする方法（大倉，2008，p.209）」である。考察では、支援員の粘り強い対応を下支えする力とは何かを検討する。

### 3. 調査

#### 1. 目的

「共に生きる」ことによる支援員の成長と発達を明らかにする。

#### 2. 方法

調査方法：インタビュー調査

調査対象：支援員1名43歳 女性、支援員経験 1年3ヶ月

分析方法：質的研究 語り合い法を参考に行う。

インタビュー：主な質問項目

- ①なぜ支援員をしようと思いましたか。
- ②支援員としてのやりがい、困難、難しさを教えてください。
- ③なぜ支援員を現在もつづけているのですか。
- ④困難を感じたとき、それでもやめなかった理由を教えてください。

#### 3. 結果と考察

##### 3-1 調査概要

(1) なぜ支援員をしようと思いましたか。

「お誘いを受けて、私は認定心理士と産業カウンセラーの資格を持っているので、その資格を活かしてみたいと思ったのと、10年以上教会学校の教師を務めた経

験もあるので、それを子どもたちになんか、お返しできるようなことができたらいいなと思ってお受けすることにしました。(A1)」と誘いを受けて、自分自身の経験と考え合わせて、支援員の仕事を始めたことが語られた。

(2) 支援員としてのやりがい、困難、難しさを教えてください。

支援員としてのやりがいは、「やっぱり子どもたちの笑顔を見たり、『先生、先生』って、こうね、なついてくれると嬉しいです。子どもによったら、私がお掃除してても、掃除したり、工作なんかねえ、やってあげたりしてても、『あ、先生でこんなもできる。すごいなあ』とか (A32)」「『お掃除もいつもしてくれてありがとう』とか (A33)」「そういう子もいるんで、子どもでも見てないようでちゃんと、私の行動も全部見よんやなと思ったら。うーん (A35)」と語り、子どもの笑顔や子どもになついてもらえること、子どもがみていてくれていることを語った。このような子どもとの交流がやりがいとしてあるようであった。

支援員としての困難については、「個性だったり、ねえ。あるのが普通なんでしょうけど、やっぱり『この子、発達障害じゃないのかな』という子が来たりとか。支援員で教員ではないじゃないですか。だから宿題みても、教えていいのかどうかっていうのが。うーん。一年生でも、まだねえ、ひらがな・・・と数・・・の数え方とかもまだ微妙な子とかがいたりして (A49)」「お母さんが放置しとる感じ (A50)」「・・・なんかやってあげたいんやけど、どこまで？うーん。支援員の立場やからどこまで教えることまでもできんよなって思いながら (A51)」「気にはなるし。どこまでこう、手を出してあげたらいいのかっていうのがわからなくて、うーん。(A52)」と語り、支援員としての宿題の手助けをどこまでしてあげて良いのか悩んでいる様子であった。

その他、多動気味の子どもへの対応やその周りの子どもたちへの支援について悩んでいることも語られた。

(3) なぜ支援員を現在もつづけているのですか。

「うん。そうですね。うん。やっぱり、子どもといると、楽しいっていうのがたくさんあるので、(A103)」と、支援員を行う楽しさが語られた。

(4) 困難を感じたとき、それでもやめなかった理由を教えてください。

もうやめたいなと思ったような辛いときについて「子育ての経験がない中でやってるからかもしれないんですけど、うーん。うーん。なんかねえ、『先生は厳しい』とか。(A111)」「『怒る時は怖い』とか。宿題みても、なんか、こう、あつとるところは間違つとると言うし、(声を荒げて)間違つとるところはあつとるとか嘘ばかりとか文句言っていくる子もおったりして。(A112)」「カチンときたりはしたんですけど (A113)」「子どもなんでね。よくあることかも知らんのですけど、ちょっと下ネタな感じ。卑猥な言葉も面白がって大声で叫んだり、するんですよ。(A122)」と困難を感じた場面について語った。

なぜやめなかったかの理由は、「やっぱり、子どもたちから感謝されたりとか、なついてもらったりとか、笑顔見たら、『また頑張ろう』って。(A138)」と語った。

### 3-2 メタ観察による結果

語り合い法を参考にしたインタビューを通して、支援員と子どもの「接面」を見つめ、また「接面」を生み出すことを通して、支援員の成長と発達のプロセスを映しだすことを目標としている。以下の(1)から(3)のような結果が見られた。なおインタビュアー(Q)を私、インタビュイー(A)をAさんとして記す。

#### (1) やりがい

##### ① 語りの様子および周辺の記録ーやりがい

私とAさんは、8年くらい前からの友人であり、また心理職を目指すAさんにとっては相談相手であり、私は、姉のような気持ちで親身になって話す間柄であった。

支援員のやりがいについて聞いた時、Aさんは気恥ずかしそうに話し始めた。Aさんが具体的に子どものことを話し始めると、その場で子どもたちを見ながら話すようで、臨場感のある話ぶりであった。子どもたちを慈しむような目と優しい言葉遣いから、Aさんが職場で子どもたちと過ごす時間は幸せな時間であることがうかがえた。私は、Aさんの話を聞きながら、その場で子どもたちと一緒に見ているような気持ちになり、子どもとAさんとのやりとりを微笑ましく見守るような気持ちで聴いていた。Aさんの語りやその語りの様子から透けてみえる嬉しい気持ちや楽しい気持ちに共感するような感覚であった。

## ②資料として逐語録—やりがい

Q 支援員としてのやりがいとかはありますか。・・・やりがいとか。やってよかったなとか。自分の良さはこれだなとか。

A やっぱ子どもたちの笑顔を見たり、「先生、先生」ってこうね、なついてくれると嬉しいですし。子どもによったら、私がお掃除してても、掃除したり、工作なんかねえ、やってあげたりしてても、「あ、先生てこんなもできる。すごいなあ」とか。

Q えー

A 「お掃除もいつもしてくれてありがとう」とか。

Q いい子だね。

A そういう子もいるんで、子どもでも見てないようでちゃんと、私の行動も全部見よんやなと思ったら。うーん。

## ③メタ観察

「あ、先生てこんなもできる。すごいなあ」や「お掃除もいつもしてくれてありがとう」には、Aさんが子どもに褒められたり、感謝されたりすることを大変嬉しく思うと同時に、自分自身を誇らしく思っていることが伝わってきた。私自身も聞いていて、Aさんを誇らしく思った。Aさんが自分のことを楽しそうに、誇らしく語ってくれることを嬉しく思い、Aさんへの親しきが増した。語り口は子どもと過ごす時間の楽しさや嬉しさを生き生きと伝えてくれるものであった。その文脈は「子どもが自分の本当の姿を見つけてくれているという驚きと喜び」を示しているように私には感じられた。また、Aさんの語りを聞きながら、私は子どもの観察力の鋭さに感動した。そして、私も私の支援する子どもと心がつながったような体験を思い出した。私にとって、子どもと心がつながったような体験をしたときは、「子どもから私に、子どもの心にある本当のことを言ってもらえた」と感じたときであった。

子どもと心がつながったような体験は、非対等な立場で子どもとかかわる仕事をする者にとって「やりがい」を感じる感動的なものである。Aさんも子どもと交流することに感動を覚えながら放課後児童クラブという職場で働いていることがうかがえた。



子どもが「あ、先生でこんなもできる。すごいなあ」と言ってくれることを通しては、自分の得意分野が工作であることを再発見できたことも指摘したい。つまり自分自身を「工作が得意である人」として再認識できたことがうかがえた。聞き手の私も過去に、「すごいね」などの驚きの言葉とともに友人から私の得意なことや良いところを見つけてもらい、それらを「得意なこと」として認識することができたことを思い出した。

また、「お掃除もいつもしてくれてありがとう」という子どもの言葉にAさんが特別な気持ちを持っていることがうかがえた。掃除することでAさんは「感謝してもらえるととは思わなかった」のではないだろうか。通常の業務である掃除が子どもに「ありがとう」と言わしめるような感動を与える接面であることに気づく瞬間である。

「そういう子もいるんで、子どもでも見てないようでちゃんと、私の行動も全部見よんやなと思ったら。うーん」という語りから、子どもはAさんの毎日の業務の中に、Aさんから流れる何かを感じていたということがうかがえる。子どもに掃除という行為を褒められた時からAさんにとっての掃除は日常業務から「子どもたちへの積極的な働きかけ」へと転換したのではないだろうか。

これらは、Aさんが子どもに「価値を認めてもらった体験」であると考えられた。

## (2) 辛い時

### ①語りの様子および周辺の記録－辛い時

もうやめたいなと思ったような辛い時について「子育ての経験がない中でやってるからかもしれないんですけど、うーん。うーん。なんかねえ、『先生は厳しい』とか。」「『怒る時は怖い』とか。」と語った。これらから、Aさんが子どもから「厳しい」と言われることや「怒る時は怖い」といわれることに対して強い抵抗感があることがうかがえた。また、子どもたちの言葉から、自分が独身であるゆえに十分に成熟できていない点があるのではないかと考えている様子がうかがえた。

### ②資料として逐語録－辛い時

Q 例えばもうやめたいなと思ったようなすごい辛い時とかある？あった？

A 辛い

Q 辞めよっかなっていう

A 辛い時、うーん。なんか、私自身が独身でね、子どももいないのでそう言う、子育ての経験がない中でやってるからかもしれないんですけど、うーん。うーん。なんかねえ、「先生は厳しい」とか。

Q えー

A 「怒る時は怖い」とか。宿題みても、なんか、こう、「あっとところは間違っつると言うし、（声を荒げて）間違っつるところはあっとるとか嘘ばかり」とか文句言ってくる子もおったりして。

Q ああー

A カチンときたりはしたんですけど。

Q えー。Aちゃんでもカチンとくる時あるんや。

A 来ますよ。本当に。

### ③メタ観察

辛い時や仕事を辞めようとおもった時の気持ちを聞いた時、Aさんは「辛い時、うーん。なんか、私自身が独身でね、子どももいないのでそう言う、子育ての経験がない中でやってるからかもしれないんですけど、うーん。うーん。なんかねえ、『先生は厳しい』とか。」と語った。この語りにおいては、子どもに「厳しい」と言われて、不本意な気持ちであることが汲み取れた。さらに、「厳しい」と言われたことが本当に嫌であることが口調から伝わってきた。

Aさんの「独身でね。子どももいないのでそう言う、子育ての経験がない中でやってるからかもしれないんですけど」の言葉に私は過剰反応してしまった。私にとっては、妹のような存在であるAさんに対して「独身であることは子どもが『先生は厳しい』と言うこととは関係ない」と強く否定する思いがあった。そのため、私からAさんへの相槌の「えー」には、Aさんの「独身のせいだろうか」と言った内容を全否定したい気持ちと、「厳しいという言葉は子どもの自己防衛するための主張だ。それはひどい。Aさんは厳しくないよ。大人として当たり前のことをしただけだ」というAさんを弁護したい気持ちとが強く表現されていた。その後、Aさんは「こう、『あっとところは間違っつると言うし、間違っつるとる

ところはあつとるとか嘘ばかり』とか文句言っていくる子もおったりして。」と私に対して子どもの行動を言いつけるように語るうちに、段々と興奮して感情をあらわにして話すようになった。

さらに「カチンときたりはしたんですけど」とAさんは話した。「カチンときた」と言う言葉はAさんと私の関係の中では聞いたことのないような激しいネガティブな表現だった。インタビューする者としては、その場で「カチンときた」という言葉をそのまま受け止めていくべきだったのだが、いつも穏やかでゆっくり話すAさんに「カチンときた」という言葉があまりにも不釣り合いな感じがして「えー。Aちゃんでもカチンとくる時あるんや。」と言ってしまっている。さらに強い口調で「来ますよ。本当に」とAさんが本音を伝えてくれた。続いて、今までの私とAさんの関係の中で表したことのない感情が出たことに対して、Aさんは恥ずかしい思いをして感情を引っ込めるといふようなことはなく、ありのままの怒りを繰り返し表現した。

Aさんの語り方は、子どもから自分自身を誤解されていることへの怒りや反発心をはっきりうかがえる、感情の十分こもったものであった。Aさんにとって、自分が精一杯子どものために行なったことで、子どもから「厳しい」とか「怖い」とか言われることは本意で、本当に嫌だったのだろう。もしかしたら、「優しい」と言われることが良いイメージである一方、「厳しい」「怖い」と言われることに対しては、良いイメージが少ないのかもしれない。

これらは、Aさんが子どもたちに「理解されていないと感じた体験」であることが推察された。

### (3) 辛いことがあってもなぜ辞めなかったか

①語りの様子および周辺の記録－辛いことがあってもなぜ辞めなかったか  
辛いことがあっても辞めなかった理由として「子どもから感謝されたこと、子どもがなついてくれていること、子どもの笑顔」をあげている。

#### ②資料として逐語録－辛いことがあってもなぜ辞めなかったか

Q (辛いことがあっても) なんでやめなかったか

A やっぱり、子どもたちから感謝されたりとか、なついてもらったりとか、笑

顔見たら、「また頑張ろう」って。うふふ

Q そうやね。そういうことがあったとしても、否定するぐらいの良いことがあるっていうことやね。

### ③メタ観察

Aさんは辛いこととして、叱らざるを得ない、注意せざるを得ない場面において「厳しい」「怖い」などと言われてしまうことを挙げている。しかし、その場面における子どもの言葉を否定することで辛さを解消しているのではない。そうではなく、別の場面の子どもから感謝されたこと、子どもがなついてくれていること、子どもの笑顔で帳消しにするような心の動きが起こっている。

子どもの言葉に怒りを覚えたり、傷ついたりしても、子どもが考えや言葉を変えて大人と対等な成熟さを身につけることをAさんは急いではいない。まだ成長していない子どもの未統一な言葉は自分の中でいわば保留として、子どもから感謝されたこと、子どもがなついてくれていること、子どもの笑顔に視点を転換し、辞めないという決断に至っているということだろうか。

このことはAさんにとって「視線を転換する体験」であることが考えられた。

## 3-3 調査結果からの考察

支援員へのインタビューを通して、支援員と子どもの「接面」を見つめ、支援員の成長と発達のプロセスを映し出す。

「3-2 メタ観察による結果（1）やりがい」より、Aさんは、当初一緒に遊び自分をわかってくれる仲間に近い感覚を子どもに対して持つことで、子どもとの交流を楽しんでいたことがうかがえる。そのため、「（2）辛い時」で語られた出来事は、Aさんにとって子どもと非対等の立場であることを思い知る時であったのではないだろうか。

Aさんが子どもとの関係において対等であるなら、Aさんは子どもを叱らず、子どもとの仲の良い関係を保つために見過ごすか、一緒になって面白がって叱られるようなことをして仲間関係のきずなを深めるかであろう。また、子どもの方がAさんと対等で大人の感性を持っているなら、子どもは「Aさんは自分のために厳しくしてくれている」と理解し、「Aさんは普段は怖くない人なのに怒られ

ているということは自分がかかなり悪いことをしたから怒られているのだろう」と予測することができる。

つまり、子どもが怒られるようなことをした時に、Aさんは対等ではなく、非対等な支援員と子どもという役割の関係において叱る。そして、子どもはAさんに怒られた瞬間に非対等になったことを察知し、子どもと対等な友達の立場にAさんを引きずり戻そうとしていたのではないだろうか。子どもの言い分としては「『友達』だったら、そんなに厳しくないのに」「『友達』だったらそんなに怒らないのに」という具合である。

Aさんのやりがいを感じる「接面」は子どもとの親しさが感じられる「接面」であった。そして、Aさんが辛さを感じる「接面」は子どもと非対等と自覚せざるを得ない「接面」であった。すなわち、Aさんは支援員として叱る、子どもはAさんが叱ってくれていること理解しようとせず対等であろうとして注意を聞かないという「接面」であった。

Aさんには、どこまでも子どもの目線で子どもとかかわりたいという気持ちがある。それは素晴らしいことである。しかし、支援の現場では、子どもたちの安全で安心な居場所を創出するために、非対等の場を自覚しなければならない場面が存在する。このような場面では、辛くとも、非対等の立場で接することを貫き、子どもがAさんの叱るという行動の意味を理解するまでその行動を続ける必要がある。これは子どもの成長を信じているからこそできる行為である。叱ることで、一時は子どもとの隔たりを感じ、大変辛い思いをするだろう。しかし、それは後に子どもが成長してAさんと子どもの新たな「接面」が生み出される未来を信じるプロセスであって、いわば希望のプロセスではないだろうか。

このように考えると、「接面」には相手と私にとって心地良いと感じられる「接面」と心地悪いと感じられる「接面」がある。心地良いと感じられる「接面」は相手と私の関係をさらに良い方向に導くために用いられる。また、心地悪いと感じられる「接面」であっても、支援者自身がその接面を認識し言語化することを通して、心地悪いと感じられる「接面」を希望のプロセスとして見直すことができる。自分と相手の関係を深めるためには心地良いと感じられる「接面」と心地悪いと感じられる「接面」の両方が用いられる必要があるといえるのではないだろうか。

## 4. 考察

放課後児童支援員が行っている粘り強い対応を下支えする力は以下の三つであることが考えられた。第一に、心地良いと感じる「接面」を繰り返し体験する力、第二に、心地悪いと感じる「接面」をそのままに味わう力、第三に、次の「接面」を生み出すために探求する力である。

### （1）心地良いと感じる「接面」を繰り返し体験する力

「3-2 メタ観察による結果（3）辛いことがあってもなぜ辞めなかったか」において、Aさんが辛いことがあっても辞めなかった理由として、「子どもから感謝されたこと、子どもがなついてくれていること、子どもの笑顔」を挙げている。ここで注目したいのは、Aさんは、叱った時に子どもに変化が見られたから辛さが解消したのではないということである。子どもの未熟さをそのまま自分の中で保留として、子どもから感謝されたこと、子どもがなついてくれていること、子どもの笑顔に視点を転換することにより、解消しているのである。

子どもとのかかわりの中で心地悪いと感じる「接面」が多く、子どもとの「接面」を見つけることさえできない場合もある。このようなもどかしいかかわりの中で、次の「接面」を見つけ出す営みやめずに続けている。そして、再び子どもとの「接面」を発見しようという気持ち、さらに子どもとその「接面」によりつながろうとする気持ちが働いているのだろう。

子どもと共に過ごし子どもの生活を見守る中で、Aさんが心地良いと感じる子どもとの「接面」を体験するときに、そこからAさんは子どもとのつながりを再認識し、子どもと続けてかかわろうとする力としているのではないだろうか。

### （2）心地悪いと感じる「接面」をそのままに味わう力

叱った瞬間には、子どもとの交流がうまく持たずにいる心象となるが、そこをAさんが心地良いと感じる「接面」に転換しようと固執していない。心地悪いと感じる「接面」も子どもとAさんにとって意味のあるものとして認識し、かつ省察し、自分の立場をAさんが確立していくことが重要である。

ロジャーズ（1961）は「どうすれば私は援助的でありうるか」との問いに、

「自分自身が自分自身であること」などの示唆に富む考察をしている。

Aさんはやりがいを話す時には、感謝されることを大変嬉しく思うと同時に、自分自身を誇らしく思っている。一方、辛さを話す時にはAさんの語り方には、子どもから自分自身を誤解されていることへの怒りや反発心がうかがえた。Aさんにとって辛さを感じる場面は、自分自身がそうありたくない自分であることに直面させられる時であった。

支援員が自分自身のポジティブな感情だけでなくネガティブな感情にも正直に向きあっていくことができるならば、支援員は自分自身に気づき、援助者として一步成長した次の「接面」に向かっていくことができるのであろう。

Aさんの場合、辛い「接面」はそのままに、自分の願う交流のあり方に固執せず、次の場面の交流における子どもから感謝されたこと、子どもがなついてくれていること、子どもの笑顔に視点を転換している。日常生活の中で子どもの成長のため、変化を強く求める対応も教育的に必要な時もある。同時に、子どもを自分の思い通りの状態に変化させようとせず、「ほどよく」見守ることもまた重要であることがうかがわれた。

### (3) 次の「接面」を探求する力

Aさんの辛い体験として語られた接面では、子どもは「厳しい」と言って「厳しくしないで」と訴えている。それを受けて、Aさんは「厳しい」といわれて「厳しくしないで」と言う言葉を身体的に読み取りはするが「厳しくしないことはできない」という行動を継続している。Aさんと子どもの両者にとって心地悪く感じる「接面」が続いても、子どももAさんも自分の主張をゆずらない様子を想像することができる。

ここで注目したいのは、Aさんが辛いと感じる体験をしたのちに、この体験を解消させることなく、別の場面で同じ子どもがAさんに笑顔で話しかけるといふ出来事が起きていることである。これは大変興味深い。そしてそれによってAさんが辞めないと思えることも、大変不思議なことである。論理では説明しにくい出来事が起こっている。小さい子ども同士の喧嘩の後、何事もなかったように遊びを始める場面を思い出す。大人同士の関係であるならばなかなか起こらない状況ではないだろうか。

放課後児童クラブという生活の場で、子どもは前の出来事を忘れたように次の「接面」を作り出していく。支援員もまた、このような子どもたちの関係作りの影響を受けて、見た目には心地悪いと感じる「接面」はそのままにして、「接面」を次々に探求する力が重要なのではないだろうか。

## 5. おわりに

以上のインタビューの結果より、放課後児童支援員が行っている粘り強い対応を下支えする力は以下の三つであることが考えられる。第一に、心地良いと感じる「接面」を繰り返し体験する力、第二に、心地悪いと感じる「接面」をそのままに味わう力、第三に、次の「接面」を生み出すために探求する力である。

調査に協力して下さった放課後児童支援員Aさんに深く謝意を表す。

## 引用・参考文献

- Carl R.Rogers (1961) On Becoming a Parson ; A Therapist's View of Psychotherapy, Houghton Mifflin Company
- Carl R. Rogers (著) 諸富祥彦・末武康弘・保坂亨 (共訳) (2005) 「第3章 援助的関係の特徴」 pp.41-58 『ロジャーズ全集3 ロジャーズが語る自己実現の道』岩崎学術出版社
- 小林真・田中涼馬 (2022) 「放課後児童クラブの指導員が認識する職業的魅力」『富山大学教育学部紀要』第1巻 第1号 pp.1-7
- 鯨岡峻 (1999) 『関係発達論の構築』ミネルヴァ書房
- 鯨岡峻 (2005) 『エピソード記述入門』東京大学出版会
- 鯨岡峻・大倉得史 (編著) (2021) 『接面を生きる人間学－「共に生きる」とはどういうことか－』ミネルヴァ書房
- 大倉得史 (2008) 『語り合う質的心理学 体験に寄り添う知を求めて』ナカニシヤ出版
- 菅原航平 (2022) 「放課後児童クラブにおける育成支援の質－OJTやSACERSの相互関係と育成支援の質の関連－」『別府大学短期大学部紀要』41号 pp.57-66
- 山口孔丹子 (2021) 「放課後児童支援員への心理学研修の貢献」『四国学院大学論集』第161号 pp.69-88



〔論文〕

## 地域高齢者における運転能力と ロコモティブシンドロームとの関連（横断研究）

片山 昭彦 安部 武矩 宮武 伸行

### 抄録

【背景】我が国では、高齢運転者の交通事故が社会問題となっている。しかし、公共交通機関の貧弱な地域では、高齢者の自立した生活のためには、自動車の利用が不可欠である。

【目的】本研究の目的は、運転能力低下が予想される地域高齢者を対象とし、運転能力とロコモティブシンドロームとの関係を明らかにし、運転能力維持・向上のためのアプローチ方法策定に関する資料を得ることである。

【方法】運転能力測定については、シミュレーターを用いた運転能力技能の数値化ではなく、実際の道路を走行している状態を測定した。運転技能検定員による運転技能検定方法を用いて、運転能力を数値化し評価した。運転能力は、「認知」「判断」「操作」の3項目により測定した。個別の評価に加え、測定項目を合計し、運転能力「総合評価」とした。加えて、ロコモティブシンドローム測定、および身体運動能力等の測定を実施した。ロコモ度測定により、ロコモ度を判定し、ロコモ状態により3群に群分けした。群分けした3群の運転能力の平均値を、一元配置分散分析により群間比較した。併せて、年齢を共変量として、共分散分析により、年齢を調整し群間比較を実施した。

---

KATAYAMA Akihiko 四国学院大学社会学部教授、健康科学専攻  
ABE Takenori 香川県運動推進協会、代表理事  
MIYATAKE Nobuyuki 香川大学医学部、准教授

【結果】地域高齢者70名（年齢: 74.9 ± 3.8歳、女性:77.1%）のデータを解析した。非調整モデルにおいても、年齢を共変量とした調整モデルにおいても、ロコモ度による群分けした運転能力については、群間で有意な差は認められなかった。

【結論】運転能力とロコモティブシンドロームとの間には、関係性が認められなかった。高齢者の運転能力維持・向上のためには、ロコモティブシンドロームからのアプローチではなく、その他の方面からの有効なアプローチを選択する必要があることが示唆された。しかしながら、運転能力と体力要素との関連性については多くの報告があり、身体機能面からのアプローチの一つとして、ロコモティブシンドロームとの関連性について、継続的な調査が必要である。

## 1. 研究の背景

世界的に人口の高齢化が進んでおり、世界人口に占める65歳以上の割合は2022年の10%から2050年には16%に上昇すると予測されている [1]。高齢化が進む国は、高齢者の増加に合わせて、各国の公共政策を適応させる措置を講じる必要が発生している [1]。人口高齢化への対応は、各国、各地域にとって非常に重要な問題となっている [2]。この人口高齢化に伴い、高齢運転者も増加傾向にある [3,4]。併せて、高齢運転者の交通事故も世界的な懸念事項となっている [5]。高齢者は、加齢による身体機能の変化により、自動車運転が困難になることが報告されている [6-8]。

このような世界的な傾向は、日本においても発生している。近年、高齢運転者の交通事故が社会問題となっており、2020年交通安全白書において、「高齢運転者の交通安全緊急対策」に関する特集記事が掲載された [9]。日本の警察庁は、高齢運転者による自動車事故を減らすために、加齢による身体的な機能の低下により、運転することに不安を感じている高齢運転者に対して、運転免許証を自主返納（申請による免許取消）できる制度を導入している [10]。また、制度上の対応として、2022年5月13日より、免許更新時に75歳以上かつ過去3年以内に一定の交通違反があった高齢ドライバーに対して実車試験（運転技能検査）が導入されている [11]。

このような、高齢運転者の交通事故の増加、及び制度上の対応等が議論される中、

公共交通機関が貧弱な地域においては、高齢者の自立した生活を維持するために、自らが運転する自動車の利用が不可欠であることは否定できない [12,13]。この対策として、高齢運転者が安全に運転することが可能となる安全車両の研究、開発が継続的に進められており [14-16]、車両という『ハード面へのアプローチ』が存在する。しかしながら、その車両を運転するのは運転者本人である。運転能力維持のために運転者本人に対し『人（運転者自身）へのアプローチ』も重要な視点である。Richardらは、高齢運転者に対してphysical conditioning programを提供することにより、運転能力を維持向上させる可能性があることを報告している [17]。このことは、身体機能の向上による運転能力の維持向上の可能性を示唆している。よって、運転能力維持向上のためのアプローチの一つとして、健康運動・身体活動実践の介入を選択することが可能である。

これらの状況に加えて、高齢者の自立した生活の維持の阻害要因として、運動器の障害がある。日本整形外科学会は、運動器の障害による要介護の状態や要介護リスクの高い状態を表す言葉として「ロコモティブシンドローム (locomotive syndrome) (運動器症候群)」を提唱している [18]。コモティブシンドロームは、高齢者における軽度の要介護状態の主たる誘因であるとされている [18]。加えて、ロコモティブシンドロームは、現在の日本の状態である超高齢社会において、高齢者の社会参加の継続的維持を阻害する要因であることも報告されている [18]。すなわち、高齢者にとって、ロコモティブシンドローム対策は、単なる身体能力を維持すること、移動機能を維持することにとどまらず、社会参加の継続的維持に寄与する。

地域高齢者にとって、自動車を安全かつ安心な状態で運転できる運転能力を維持することと、ロコモティブシンドローム対策により移動能力を維持することは、社会参加というキーワードにより、密接につながっている。運転能力の維持という事象に、ロコモティブシンドロームの視点を加え、これらの関連性を明らかにすることは、高齢者の社会参加を維持するための効果的なアプローチを見つけ出すための重要な資料となりうる。

本研究の目的は、運転能力低下が予想される地域高齢者を対象として、運転能力とロコモティブシンドロームとの関係を明らかにし、運転能力維持・向上のためのアプローチ方法策定に関する資料を得ることである。

本研究は、地域高齢者の運転技能維持向上に関する研究にて得られたデータを用いた2次分析研究である。地域高齢者が、適切な健康運動・身体活動を実践することにより、総合的な運転能力を維持・向上させる可能性があることが報告されている [19]。

## 2. 方法

### 2-1 研究協力者

研究協力者の募集に際しては、地域内市町行政および地域内老人クラブ連合会の協力を得て実施した。行政機関、コミュニティセンター等に募集資料を配布した。加えて、地域新聞折り込み広告により、本研究に関する参加者募集広告を配布した。参加者募集の受付事務局を開設し、7日間、郵送、電話により参加希望を受け付けた。本研究の募集条件としては、自動車運転に関して、①普通運転免許を保持していること、②現在も日常的に自動車運転をしていること、③最近運転に不安を感じていることとした。また、本研究は、高齢者を対象とした研究であるので、年齢条件として65歳以上であることとした。健康条件としては、研究協力者本人が、①医師診断による運動禁忌の状況ではないこと、②健康教室開催会場まで支援なしで移動できることとした。

研究参加に関する説明会には、研究参加希望者75名が参加した。本研究の趣旨、研究計画、測定内容等を口頭および書面にて説明した。説明会終了後、75名全員が書面による研究参加同意書を提出し、75名の研究参加の同意を得た。参加同意書提出から、初回測定回までの間に、5名の研究参加辞退者（体調不良1名、家族の反対4名）があった。したがって、70名を解析対象者とした。

### 2-2 研究のデザイン

研究協力者を、ロコモティブシンドローム測定により確定したロコモ度により、3群に群分けした。群分けのレベルは、「ロコモなし」「ロコモ度1」「ロコモ度2以上」とした。これらの各グループの運転能力点数の平均値を、群間比較した。研究の流れを、研究のプロチャートとして、図1に示した。

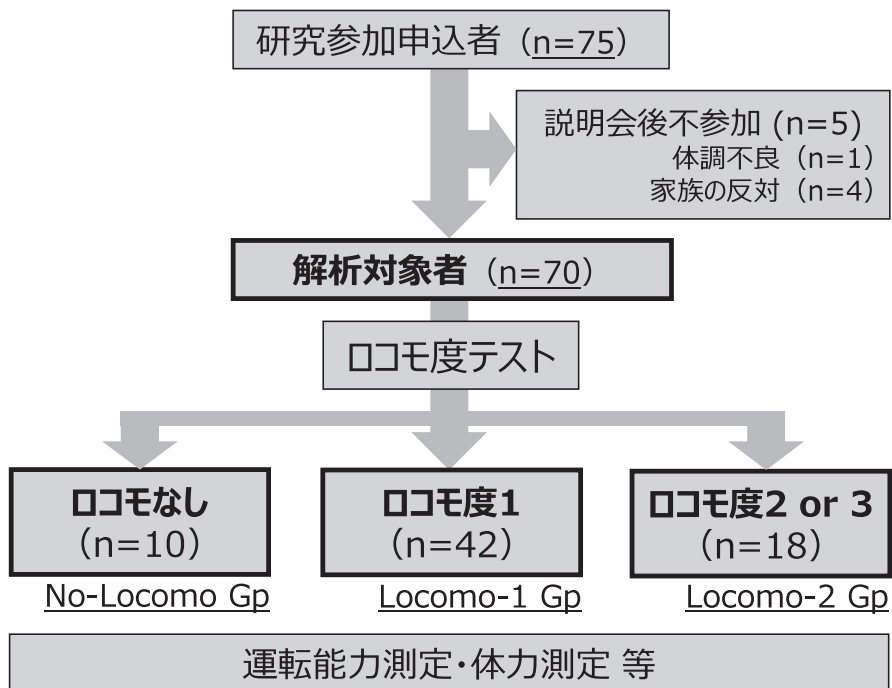


図1: 研究のフローチャート

### 2-3 研究協力者募集人数の決定（サンプルサイズの選定）

本研究は、2次分析研究であり、研究協力者の必要人数に関しては、"Enhancing Driving Ability in Older Adults Through Health Exercises and Physical Activity: A Randomized Controlled Trial." [19] におけるランダム化比較試験のためのサンプルサイズ算定に基づき、本研究で必要な研究協力者は、74名と決定された。この算定人数に基づき、研究協力者募集を実施した。

## 2-4 測定項目・評価指標

### 2-4-1 基本的属性

研究協力者の基本的属性に関する情報として、身体的要因については、自記式質問票において回答を得た。身長、体重測定は、体力測定時に正規の機器を用いて測定した。各参加者の体格指数 (BMI: Body Mass Index) は、体重 (kg) / (身長 (m))<sup>2</sup> で計算した。

### 2-4-2 運転能力測定

多くの先行研究では、運転能力に関する測定は、運転シミュレーターを用いて、運転能力の数値化、点数化を実施している場合が多い。しかしながら、日本において法律上、一般的に実施されている自動車運転に関する運転能力検定は、運転技能検定資格を保有した技能検定員が実施している。技能検定員とは、日本の道路交通法 (第99条の2第4項) に基づき、日本公安委員会から指定を受け技能検定員資格者証を交付された者である。検定の実施場所は、指定された自動車教習所内の校内コースだけではない。検定コースといわれる『公道』(通常の道路) において、検定が実施されている。現場における自動車運転検定の実施状況を踏まえて、本研究は、運転能力測定に関しては、これまで多くの研究で使用されてきたシミュレーターを用いた運転技能の数値化ではなく、技能検定員による運転技能の数値化により、評価を実施する。

本研究において採用した運転能力測定において、懸念される事項として、技能検定員による測定値に関する評価レベルの統一、いわゆるキャリブレーションが困難なことが考えられる。これらの懸念事項は、研究担当者、測定担当者間で十分に検討され、以下の対策を得て、本研究の測定が実施された。測定評価を担当する検定員全員が日本の法律に基づいた資格保有者であること、また、検定技術の定期的な研鑽が実施されていること、加えて本研究測定前に採点基準の再確認等を確実に実施することにより、測定の質を確保することができた。

運転能力測定は、研究協力自動車学校において、研究協力者1名ごとに、個別に実施された。研究協力者の本人確認実施後、健康状態の確認、測定スケジュールの説明、実際に走行する測定コースの説明、使用車両の確認等を一連の流れで

実施した。その後、公道において、担当検定員による測定が実施された。測定終了後の健康状態を再度確認し、測定を終了した。研究協力者1名につき約50分の時間を確保して実施された。測定は、技能検定員が測定で使用する車両の助手席に乗車し、研究協力者が指定された公道コースを20分間程度運転し測定された。測定用の車両は、自動車学校所有の検定用車両を使用した。研究協力者全員同一の検定コースにて測定した。

測定は、公道において実施されることから、すべての面で安全を第一条件として実施した。極めて危険な運転であると判断された場合は、安全管理上、車両を停止して、その時点で測定中止とすることを、検定員間で申し合わせ事項とした。その場合、再検定は実施しないこと、測定を中止中断した研究協力者のデータは、解析対象者から除外することとした。

一般的に、人が自動車を運転する場合の運転行動は、「認知」「判断」「操作」の3要素で成立している[19]。「認知」とは、視覚、聴覚などにより外部環境に要因を把握することである。つまり、自分が運転している車両周辺の交通標識、信号機、横断歩道等の確認行動により、異常や危険を認識する行動である。次に、「判断」とは、外部環境を確認した結果に基づき、運転者として、「認知」による情報を分析し、どのように行動するべきかを、自分の意志で決定することである。すなわち、止まる、直進、右折等の運転者行動の決心をする局面である。最後に「操作」とは、運転者が決定した「判断」に従って、運転者行動を実行することである。運転者行動としては、車両のハンドル操作、ブレーキ操作等があげられる。

今回の研究における運転能力の評価方法は、「認知」「判断」「操作」の各局面に区分して、測定を実施した。それぞれの局面において、減点項目が確認された時点で、1点数を加算した。実際の運転においては、運転行動は連続して行われることから、「認知」「判断」「操作」それぞれが、連続的に影響していることも考えられる。したがって、個別の点数評価に加えて、複合項目として、『「認知」＋「判断」』点数評価、『「判断」＋「操作」』点数評価、『「認知」＋「判断」＋「操作」』点数評価の、3種類のカテゴリーもあわせて解析対象とした。

本研究において、運転能力評価は、減点方式を採用しているため、各局面の点数が多い方が、運転能力レベルが低いことになる。

### 2-4-3 ロコモティブシンドローム測定

本研究におけるロコモティブシンドロームに関する測定は、日本整形外科学会が規定している「ロコモ度テスト」に基づいて実施する [18]。日本整形外科学会は、全年代におけるロコモ判定を目的として2013年に「ロコモ度テスト」を発表した。その後2015年にロコモ度テストに「ロコモ度1」、「ロコモ度2」という2段階の「臨床判断値」を制定している。そして、2021年には、ロコモとフレイルの関係性から、「ロコモ度1」、「ロコモ度2」に加えて新しい臨床判断値として「ロコモ度3」を制定している。「ロコモ度テスト」は、①下肢筋力、②歩幅、③身体状態・生活状況の3項目から成立し、各項目の測定結果を総合的に判断して、ロコモの進行状況を判定する。「ロコモ度1」は、移動機能低下が始まっている段階、「ロコモ度2」は、移動機能の低下が進行し、自立した生活ができなくなるリスクが高くなっている段階、「ロコモ度3」は、移動機能の低下が進行し、社会参加に支障をきたしている段階を示す。これらの段階に応じて、運動および食事の指導、整形外科専門医受診の必要性などが、判断できる仕組みとなっている。

ロコモ度テストにおける「下肢筋力」測定は、「立ち上がりテスト」で判定される。高さ40cm、30cm、20cm、10cmの4種類の台に着座し、反動を用いず脚筋力のみで、両脚もしくは片脚で、台から立ち上がることができるかを測定する。それぞれの立ち上がった台の高さ、両脚か、片脚かで、測定値を決定する。

ロコモ度テストにおける「歩幅」測定は、「2ステップテスト」により判定される。スタートラインを決め、両足のつま先を合わせた状態に立ち、できる限り大股で2歩歩いた後、両足のつま先をそろえて立つ。バランスを崩した場合、身体および床に手をつけて、身体を支えた場合は失敗とみなして、再度測定を実施する。2歩分の歩幅（最初に立ったラインから、着地点のつま先まで）を計測する。2回実施し、距離が長い方の記録を採用し、次の計算式を使用して、2ステップ値を算出する〔2歩幅 (cm) ÷ 身長 (cm) = 2ステップ値〕。この2ステップ値により、測定値を決定する。

ロコモ度テストにおける「身体状態・生活状況」測定は、「ロコモ25」と呼ばれる25項目の質問紙の回答により判定される。25項目の質問の回答方法は、すべて5件法となっており、あてはまる項目を選択する。各項目回答により点数化さ



れ、合計点により、測定値を決定する。

ロコモ度は上記3項目、立ち上がりテスト、2ステップテスト、ロコモ25の3つのロコモ度テストの結果をもとに判定する。判定の手順は、各テストの結果がロコモ度1、ロコモ度2、ロコモ度3のどの段階に該当するかを調べた後、該当したロコモ度のうち、最も移動機能低下が進行している段階を総合判定結果とする。この判定において、立ち上がりテスト、2ステップテスト、ロコモ25の3つのロコモ度テスト、すべてのテストの測定結果が、ロコモに該当しない場合は、ロコモではないと判断する。

本研究においては、ロコモ度により、研究協力者を3群に群分けした。群分けのレベルは、ロコモなし群、ロコモ度1群、ロコモ度2およびロコモ度3群、とした。ロコモなし群を、「No-Locomo Gp」、ロコモ度1群を、「Locomo-1 Gp」、ロコモ度2およびロコモ度3群を「Locomo-2 Gp」とした。

#### 2-4-4 基礎体力測定

運動技能との関連要素として、体力要素の測定を実施した。すべての体力要素項目において、ラボテストの要素は省き、フィールドテスト項目として、現場での測定が可能な測定方法で実施した。現在広く活用されている文部科学省による新体力テストの測定項目を採用した [20,21]。運動動作特有の踏み込み動作を考慮し、下肢筋力測定を加えた。下肢筋持久力系の測定として、30秒椅子立ち上がりテストを実施した [22,23]。下肢筋力瞬発系の測定として5回椅子立ち座りテストを実施した [24,25]。歩行能力など総合的な評価指標として、Timed Up and Goテストを実施した [26,27]。このテストは、歩行能力や動的バランス、敏捷性などを総合的に判断するテストとして、介護等の現場では活用されている。転倒リスクの判定等に有用なテストとされ、高齢者の運動機能評価の信頼性が高く、多くの研究報告が実施されている。本研究においても、総合的な体力指標として、測定した。

#### 2-4-5 遂行機能測定・注意喚起機能測定

遂行機能測定および注意喚起機能測定として、本研究においては、TMT（Trail Making Test）（TMT-J：Trail Making Test日本版）を用いた。

TMTは、遂行機能の指標として国際的に用いられている検査法である [28-30]。TMTは注意機能の検査として信頼性と妥当性がすでに報告されている。注意機能、ワーキングメモリ、空間的認知、処理速度などを、短時間に、総合的に測定することが可能であることに加えて、本研究の趣旨でもある高齢者運転適性に関する心理評価法の一つでもあり、測定を実施した。

TMTは、part-A (TMT-A)、part-B (TMT-B) の2種類のテストが用意されている。TMT-Aは数字のみで構成されており、『1』から『25』までの数字を筆記用具(鉛筆)で線を引きながら、順番に繋いでいき、その完遂時間(秒)を測定する。TMT-Bは、『1』から『13』の数字と『あ』から『し』までの、ひらがなで構成されており、数字とひらがなを、同様に交互に繋いでいき、その完遂時間(秒)を測定する。研究協力者には、本試験の前に練習用の題材で、予行練習したうえで、本試験を実施した。鉛筆を用紙から離さないこと、おおよびできるだけ速く完遂することを指示した。TMTは、完遂までの時間が短時間ほど優れていると判断される。

## 2-6 解析方法・統計処理

連続変数は平均値(標準偏差)、カテゴリカル変数は人数(割合、%)にて示した。

ロコモティブシンドローム測定におけるロコモ度により、参加者を3グループに群分けを実施した。運転能力測定点数の平均値について、一元配置分散分析にて群間比較を実施した。加えて、年齢を共変量として共分散分析にて、年齢を調整し群間比較を実施した。なお、統計学的有意水準は5%とした。解析は、エクセル統計(BellCurve for Excel)(Social Survey Research Information Co.)を用いた。

## 2-7 盲検化に関する対応

運転能力測定において、検定者は、参加者がロコモ度により群分けしたどのグループに所属するかについては、知らされずに測定を実施した。また、体力測定、TMT測定などすべての測定においても、検定者は参加者がどのグループに所属

するか知らされずに、すべての測定を実施した。

データ収集後のデータ分析時点では、データ分析者に提供されたデータシートは、グループの名称等は変更されており、完全に盲検化された状態で、データ分析が実施された。

## 3. 結果

### 3-1 解析対象者の特性

募集による、研究参加申込者は75名であり、説明会実施後、75名全員から研究参加の同意を得た。説明会后、測定日に至るまでに、5名が研究参加辞退（家族からの研究参加の反対4名、体調不良1名）の連絡があり、研究協力者は、70名となった。70名全員がすべての測定を完了し、解析対象者は70名となった（図1）。研究協力者全体70名の特性を表1に示した。平均年齢は74.9歳（標準偏差:3.7歳）であった。女性は54名（77.1%）であった。

ロコモ度による群分け後の、群別の特性を表2に示した。それぞれ、「No-Locomo Gp」10名、「Locomo-1 Gp」42名、「Locomo-2 Gp」18名であった。

表1 解析対象者の特性

	解析対象者全体 (n=70)		
	平均 ± 標準偏差	最小値	最大値
性別 (n=女性,%)	54 (77.1%)		
年齢 (歳)	74.9 ± 3.7	65	82
身長 (cm)	155.1 ± 9.0	139.3	185.0
体重 (kg)	56.3 ± 10.5	36.6	90.0
BMI (kg/m <sup>2</sup> )	23.3 ± 3.3	17.8	37.5
握力 (kg)	23.7 ± 5.1	15.4	40.1
長座体前屈 (cm)	33.6 ± 10.0	7.5	57.0
開眼片足立 (秒)	51.6 ± 40.9	1.0	120.0
10m障害物歩行 (秒)	8.3 ± 1.4	6.1	12.2
CS-30 テスト (回)	21.1 ± 4.8	10	32
SS-5 テスト (秒)	6.6 ± 1.7	4.0	13.5
Timed Up & Go テスト (秒)	6.3 ± 1.0	4.5	9.3
TMT-A	60.1 23.0	38	176
TMT-B	104.5 44.9	37	300
□□モ25 合計点	9.8 ± 9.5	0	44
2ステップ値	1.3 ± 0.1	0.8	1.6
□□モなし	10 (14.3%)		
□□モ度1	42 (60.0%)		
□□モ度2	6 (8.6%)		
□□モ度3	12 (17.1%)		
運転技能 認知判定(点)	8.9 ± 6.1	0	33
運転技能 判断判定(点)	5.8 ± 5.1	0	23
運転技能 操作判定(点)	1.1 ± 1.9	0	8
運転技能 認知+判断判定(点)	14.7 ± 7.4	3	34
運転技能 判断+操作判定(点)	6.9 ± 5.5	0	23
運転技能 総合判定(点)	15.8 ± 7.2	3	34

BMI: Body mass index (kg/m<sup>2</sup>)

CS-30: Chair stand-30 (30秒イス立ち上がりテスト)

SS-5: Sit to stand-5 (5回イス立ち上がりテスト)

TMT-A: Trail Making Test part A

TMT-B: Trail Making Test part B

表2 ロコモ度別 解析対象者特性

	Non-Locomo Gp	Locomo-1 Gp	Locomo-2 Gp
	(n=10) 平均 ± 標準偏差	(n=42) 平均 ± 標準偏差	(n=18) 平均 ± 標準偏差
性別 (n=女性,%)	8 (80.0%)	33 (78.6%)	13 (72.2%)
年齢 (歳)	72.8 ± 2.8	74.9 ± 3.7	76.1 ± 3.9
身長 (cm)	152.7 ± 8.9	155.0 ± 7.8	156.4 ± 11.1
体重 (kg)	49.6 ± 8.9	55.0 ± 8.1	62.9 ± 12.5
BMI (kg/m <sup>2</sup> )	21.1 ± 2.3	22.8 ± 2.6	25.7 ± 3.8
握力 (kg)	23.6 ± 7.3	24.1 ± 4.6	22.7 ± 4.3
長座位前屈 (cm)	36.8 ± 7.7	35.3 ± 9.7	27.9 ± 9.6
開眼片足立 (秒)	63.6 ± 35.9	56.3 ± 43.5	34.1 ± 30.6
10m障害物歩行 (秒)	7.3 ± 1.0	8.0 ± 1.0	9.6 ± 1.5
CS-30 テスト (回)	23.8 ± 4.7	21.7 ± 3.7	18.1 ± 5.6
SS-5 テスト (秒)	5.7 ± 1.0	6.2 ± 1.2	8.1 ± 2.2
Timed Up & Go テスト (秒)	6.1 ± 0.9	6.0 ± 0.8	7.1 ± 1.2
TMT-A	52.1 ± 7.4	60.4 ± 23.3	64.0 ± 26.7
TMT-B	90.9 ± 41.7	104.8 ± 40.3	111.5 ± 54.2

BMI: Body mass index (kg/m<sup>2</sup>)

CS-30: Chair stand-30 (30秒立ち上がりテスト)

SS-5: Sit to stand-5 (5回立ち上がりテスト)

TMT-A: Trail Making Test part A

TMT-B: Trail Making Test part B

### 3-2 群間の運動能力数値の比較

ロコモ度による群分けした各群間数値を比較した結果を表3に示した。群間の運動能力数値は、「認知」「判断」「操作」の個別項目、「認知」+「判断」、「判断」+「操作」、「認知」+「判断」+「操作」の総合評価においても、有意差は認められなかった ( $p > 0.05$ )。また、年齢を調整した群間比較においても、非調整モデルと同様に有意差は認められなかった ( $p > 0.05$ ) (表3)。

表3 ロコモ度別 運動能力判定の比較

	Non-Locomo Gp	Locomo-1 Gp	Locomo-2 Gp	非調整モデル		調整モデル	
	(n=10) 平均 ± 標準偏差	(n=42) 平均 ± 標準偏差	(n=18) 平均 ± 標準偏差	F	p	F	p
運動能力 認知判定(点)	10.9 ± 9.1	9.4 ± 5.4	6.7 ± 4.6	1.85	0.16	1.61	0.21
運動能力 判断判定(点)	6.5 ± 4.4	5.4 ± 5.0	6.3 ± 5.7	0.30	0.74	0.34	0.72
運動能力 操作判定(点)	1.5 ± 2.1	1.2 ± 1.9	0.8 ± 1.9	0.48	0.62	0.82	0.45
運動能力 認知+判断判定(点)	17.4 ± 8.1	14.8 ± 7.1	13.1 ± 7.3	1.09	0.34	1.12	0.33
運動能力 判断+操作判定(点)	8.0 ± 4.6	6.6 ± 5.4	7.1 ± 5.9	0.27	0.76	0.43	0.65
運動能力 総合判定(点)	18.9 ± 7.2	16.0 ± 7.0	13.8 ± 7.1	1.59	0.21	1.78	0.18

調整モデル共変量: 年齢 (歳)

## 4. 考察

### 4-1 地域高齢者の運転能力とロコモティブシンドロームの関係性

ロコモティブシンドロームの指標であるロコモ度のレベル別に、3群に群分けた各グループの運転能力について、比較した結果、有意差は認められなかった。また、年齢を共変量として、年齢を調整して、比較した結果についても、有意差は認められなかった。これらの結果から、高齢者の運転能力とロコモティブシンドロームの関係性は認められなかった。

本研究の目的は、運転能力低下が予想される地域高齢者を対象とし、運転能力とロコモティブシンドロームとの関係を明らかにし、運転能力維持・向上のためのアプローチ方法策定に関する資料を得ることであった。

運転能力と身体機能の関連性については、いくつかの報告がある。上出らは、65歳未満の成人グループと、65歳以上の高齢者グループの身体機能と運転能力との関連性を検証し、高齢運転者の運転能力には、認知機能と独立して身体機能が関連することを報告している [31]。また、古瀬らは、運転習慣がある集団において、身体機能と運転不安について、調査を実施し、高齢運転者のうち運転に不安を有する者は、不安を有しない者に比して低体力であったことを報告している [32]。これらの報告から、運転能力と身体機能との関連性、また、運転不安と身体機能との関連性が示唆されている。したがって、高齢者にとって、自動車の運転を安全かつ継続的に実施するためには、身体機能維持の必要性がうかがえる。これらの報告を基に、高齢者の安全安心な運転能力の維持向上のためには、身体機能面からのアプローチが有効である可能性を示している。また、運転能力と認知機能の関連性についても、いくつかの報告が存在する。Fraade-Blanarらは、認知症のない高齢ドライバーについて、認知に関連する自動車事故のリスクを調査した [33]。認知症と診断されていない人であっても、高齢運転者は、認知機能の低下は自動車運転事故の危険因子になる可能性があることが、報告されている。

また、ロコモティブシンドロームは、運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態であり、身体機能との関連性については、多くの研究報告が存在す

る。小林らは、ロコモ度1と判定された地域在住高齢者を対象として、身体機能評価の特徴を明らかにし、開眼片脚立位時間がロコモ度1と有意な関連を示すことを報告している [34]。また、遠山は、ロコモティブシンドロームと歩行動作との関連性について明らかにしている [35]。ロコモ症例での歩行速度の低下などの、歩容変化が生じることから、歩行による身体活動、ロコモーショントレーニングなどの補強エクササイズによる歩容の改善させる必要性を報告している。また、身体機能との関連性だけでなく、ロコモティブシンドロームと認知機能の関連性の報告も存在する。藤田らは、地域自立高齢者を対象として、ロコモ度と認知機能の関連性について調査した [36]。地域の自立高齢者は、ロコモ度と認知機能低下の間に有意な関連が認められ、ロコモは認知機能低下の独立した関連因子になる可能性があることを報告している。

これらの報告から、身体機能、あるいは認知機能を介在し、運動能力とロコモティブシンドロームの関連性が予測できる。本研究は、以下の仮説に基づいて実施された。「地域高齢者の運動能力とロコモティブシンドロームとの関連性を明らかにすることにより、地域高齢者のロコモティブシンドローム予防のアプローチによる運動能力の維持向上が可能となる。」本研究の結果からは、運動能力とロコモティブシンドロームの関連性は、認められなかったことから、高齢運転者の運動能力維持向上のためには、ロコモティブシンドローム予防のアプローチではなく、その他の方法論を考察する必要があることが示唆された。

## 4-2 研究の限界

本研究は、横断研究であり、運動能力とロコモ度との関係性を特定の時点でのみ調査している。したがって、その因果関係は明確にすることはできていない。本研究では、ロコモ度による群分けをし、運動能力を群間比較したが、有意な差は認められなかった。縦断的な介入の実施により、ロコモティブシンドロームの改善が認められた場合、運動能力への影響を明確にすることは、運動能力維持・向上のためのアプローチを考察するうえで重要な視点となりうる。

また、本研究においては、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響から、研究協力者数の縮小、測定項目数の削減等、研究自体の規模を縮小して実施し、

十分な結果が得られたとは言い難い。明確なサンプルサイズの設定により、必要となる研究協力者数を維持し、研究の目的に合致した十分な測定項目をすべて満たして測定データを得ることにより、研究目的を達成することが可能になる。今後の状況改善に期待したい。

## 5. 結語

ロコモティブシンドロームの指標であるロコモ度のレベル別に、3群に群分けた各グループの高齢運転者の運転能力について比較した結果、有意な差は認められなかった。また、年齢を共変量とし、年齢を調整して比較した結果についても、有意差は認められなかった。これらの結果から、高齢者の運転能力とロコモティブシンドロームの関係性は認められなかった。高齢運転者の運転能力維持向上のためには、ロコモティブシンドローム予防のアプローチではなく、その他の方法論を考察する必要があることが示唆された。

### 資金提供

：本研究は、公益財団法人日本健康・体力づくり財団研究助成の助成を受けて実施された（登録番号：R 3-301）。

### 倫理

：本研究はヘルシンキ宣言のガイドラインに従って実施された。本研究の研究プロトコルは大学病院医療情報ネットワーク臨床試験登録に登録されている（登録番号：UMIN000044706）。本研究は、四国学院大学（香川県善通寺市）の倫理委員会によって承認されている（承認番号：2021001、承認日：2021年04月08日）。

### インフォーム・ドコンセント

：本研究の実施において、すべての研究協力者から書面によるインフォーム・ドコンセントを得ている。本論文の発表にあたり、すべての研究協力者から書面によるインフォームド・コンセントを得ている。



## 利益相反

：著者らすべての本研究に関係したスタッフは、本研究内容に関して利益相反がないことを宣言する。

## 謝辞

：本研究に参加したすべての参加者および健康運動教室の運営スタッフに感謝いたします。運転能力測定を担当した香川県坂出自動車学校のスタッフの方々に深く感謝いたします。

## 参考文献

1. World Population Prospects - Population Division - United Nations Available online: <https://population.un.org/wpp/> (accessed on 3 September 2023).
2. Mudrazija, S.; Angel, J.L. Population Aging and Public Policy. In International Handbook of Population Policies; May, J.F., Goldstone, J.A., Eds.; 国際人口ハンドブック; Springer International Publishing: Cham, 2022; pp. 551-570 ISBN 978-3-031-02040-7.
3. Jeong, S.-H.; Kim, E.-Y.; Lee, S.-J.; Choi, W.-J.; Oh, C.; Sung, H.-J.; Kim, J. Health Status and Activity Discomfort among Elderly Drivers: Reality of Health Awareness. *Healthcare* 2023, 11, 563, doi:10.3390/healthcare11040563.
4. Mirabet, E.; Tortosa-Perez, M.; Tortosa, F.; Gonzalez-Sala, F. Evaluation of Psychophysical Fitness in Drivers over 65 Years of Age. *Healthcare* 2023, 11, 1927, doi:10.3390/healthcare11131927.
5. Organization, W.H. Global Status Report on Road Safety 2015; World Health Organization, 2015; ISBN 978-92-4-156506-6.
6. Falkenstein, M.; Karthaus, M.; Brune-Cohrs, U. Age-Related Diseases and Driving Safety. *Geriatrics* 2020, 5, 80, doi:10.3390/geriatrics5040080.
7. Hagiya, H.; Takase, R.; Honda, H.; Nakano, Y.; Otsuka, Y.; Kataoka, H.; Uno, M.; Ueda, K.; Takahashi, M.; Ogawa, H.; et al. Prevalence of Medical Factors Related to Aging among Older Car Drivers: A Multicenter, Cross-Sectional, Descriptive Study. *BMJ Geriatrics* 2022, 22, 792, doi:10.1186/s12877-022-03490-w.
8. Park, K.; Renge, K.; Nakagawa, Y.; Yamashita, F.; Tada, M.; Kumagai, Y. Aging Bra

- ins Degrade Driving Safety Performances of the Healthy Elderly. *Frontiers in Aging Neuroscience* 2022, 13.
9. 令和2年交通安全白書（全文） - 内閣府 Available online: [https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r02kou\\_haku/zenbun/index.html](https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/r02kou_haku/zenbun/index.html) (accessed on 3 September 2023).
  10. 運転免許証の自主返納について | 警察庁Webサイト Available online: [http://www.npa.go.jp/policies/application/license\\_renewal/return\\_DL.html](http://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/return_DL.html) (accessed on 3 September 2023).
  11. 令和2年改正道路交通法（高齢運転者対策・第二種免許等の受験資格の見直し）（2022年（令和4年）5月13日施行） | 警察庁Webサイト Available online: [http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r2kaisei\\_main.html](http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/r2kaisei_main.html) (accessed on 3 September 2023).
  12. Tang, K.F.; Teh, P.-L.; Lim, W.M.; Lee, S.W.H. Perspectives on Mobility among Older Adults Living with Different Frailty and Cognitive Statuses. *Journal of Transport & Health* 2022, 24, 101305, doi:10.1016/j.jth.2021.101305.
  13. Che Had, N.H.; Alavi, K.; Md Akhir, N.; Muhammad Nur, I.R.; Shuhaimi, M.S.Z.; Foo ng, H.F. A Scoping Review of the Factor Associated with Older Adults' Mobility Barriers. *International Journal of Environmental Research and Public Health* 2023, 20, 4243, doi:10.3390/ijerph20054243.
  14. Cirella, G.T.; Bak, M.; Kozlak, A.; Pawlowska, B.; Borkowski, P. Transport Innovations for Elderly People. *Research in Transportation Business & Management* 2019, 30, 100381, doi:10.1016/j.rtbm.2019.100381.
  15. Lajunen, T.; Sullman, M.J.M. Attitudes Toward Four Levels of Self-Driving Technology Among Elderly Drivers. *Frontiers in Psychology* 2021, 12.
  16. Oxley, J.; Logan, D.B.; Coxon, S.; Koppel, S. Understanding Current and Future Transport Needs of Older Australian Drivers to Guide Development of Sustainable and Smart Initiatives to Support Safe Mobility of Older Adults. *Sustainability* 2022, 14, 5906, doi:10.3390/su14105906.
  17. Marottoli, R.A.; Allore, H.; Araujo, K.L.B.; Iannone, L.P.; Acampora, D.; Gottschalk, M.; Charpentier, P.; Kasl, S.; Peduzzi, P. A Randomized Trial of a Physical Conditioning Program to Enhance the Driving Performance of Older Persons. *J Gen Intern Med* 2007, 22, 590-597, doi:10.1007/s11606-007-0134-3.

18. 日本整形外科学会 Available online: <https://www.joa.or.jp/edu/locomo/index.html> (accessed on 3 September 2023).
19. Katayama, A.; Hase, A.; Miyatake, N. Enhancing Driving Ability in Older Adults through Health Exercises and Physical Activity: A Randomized Controlled Trial. *International Journal of Environmental Research and Public Health* 2023, 20, 6802, doi:10.3390/ijerph20196802.
20. Kitaoka, H.; Kurahashi, T.; Mori, H.; Iwase, T.; Machida, T.; Kozato, A.; Yamashita, M.; Kisanuki, Y. A Development of a Traffic Simulator for Safety Evaluation - Reproduction of Traffic Accidents and Evaluation of Safety Systems -. *Review of Automotive Engineering* 2009, 30, 211-217, doi:10.11351/jsaereview.30.211.
21. 新体力テスト実施要項：文部科学省 Available online: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/stamina/03040901.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/stamina/03040901.htm) (accessed on 3 September 2023).
22. 新体力テスト実施要項：スポーツ庁 Available online: [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop03/list/detail/1408001.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/detail/1408001.htm) (accessed on 3 September 2023).
23. Kawabata, Y.; Hiura, M. The CS-30 Test Is a Useful Assessment Tool for Predicting Falls in Community-Dwelling Elderly People. *Rigakuryoho Kagaku* 2008, 23, 441-445, doi:10.1589/rika.23.441.
24. Nakazono, T.; Kamide, N.; Ando, M. The Reference Values for the Chair Stand Test in Healthy Japanese Older People: Determination by Meta-Analysis. *Journal of Physical Therapy Science* 2014, 26, 1729-1731, doi:10.1589/jpts.26.1729.
25. Rikli, R.E.; Jones, C.J. Development and Validation of a Functional Fitness Test for Community-Residing Older Adults. *Journal of Aging and Physical Activity* 1999, 7, 129-161, doi:10.1123/japa.7.2.129.
26. Tiedemann, A.; Shimada, H.; Sherrington, C.; Murray, S.; Lord, S. The Comparative Ability of Eight Functional Mobility Tests for Predicting Falls in Community-Dwelling Older People. *Age and Ageing* 2008, 37, 430-435, doi:10.1093/ageing/afn100.
27. Shumway-Cook, A.; Brauer, S.; Woollacott, M. Predicting the Probability for Falls in Community-Dwelling Older Adults Using the Timed Up & Go Test. *Physical Therapy* 2000, 80, 896-903, doi:10.1093/ptj/80.9.896.

28. Sprint, G.; Cook, D.J.; Weeks, D.L. Toward Automating Clinical Assessments: A Survey of the Timed Up and Go. *IEEE Reviews in Biomedical Engineering* 2015, 8, 64-77, doi:10.1109/RBME.2015.2390646.
29. Giovagnoli, A.R.; Del Pesce, M.; Mascheroni, S.; Simoncelli, M.; Laiacona, M.; Capitani, E. Trail Making Test: Normative Values from 287 Normal Adult Controls. *Ital J Neuro Sci* 1996, 17, 305-309, doi:10.1007/BF01997792.
30. Tombaugh, T.N. Trail Making Test A and B: Normative Data Stratified by Age and Education. *Archives of Clinical Neuropsychology* 2004, 19, 203-214, doi:10.1016/S0887-6177(03)00039-8.
31. Bowie, C.R.; Harvey, P.D. Administration and Interpretation of the Trail Making Test. *Nat Protoc* 2006, 1, 2277-2281, doi:10.1038/nprot.2006.390.
32. 上出直人; 田中実希; 川守田拓志 高齢者の自動車運転能力には認知機能だけでなく身体機能も影響する. *理学療法科学* 2019, 34, 777-781, doi:10.1589/rika.34.777.
33. 古瀬裕次郎; 池永昌弘; 山田陽介; 武田典子; 森村和浩; 木村みさか; 清永明; 檜垣靖樹; Group, the N.S. 運転不安を有する高齢運転者の身体機能の特徴—福岡那珂川研究—. *日本老年医学会雑誌* 2020, 57, 475-483, doi:10.3143/geriatrics.57.475.
34. Fraade-Blanar, L.A.; Ebel, B.E.; Larson, E.B.; Sears, J.M.; Thompson, H.J.; Chan, K.C.G.; Crane, P.K. Cognitive Decline and Older Driver Crash Risk. *J Am Geriatr Soc* 2018, 66, 1075-1081, doi:10.1111/jgs.15378.
35. 小林達矢; 竹中裕人; 立松典篤; 井上倫恵; 白井祐也; 野口泰司; 野寫一平; 杉浦英志 地域在住高齢者におけるロコモ度1と身体機能評価の関連性についての検討. *理学療法学* 2022, 49, 212-219, doi:10.15063/rihaku.12154.
36. 遠山晴一 ロコモティブシンドロームと歩行. *IATSS Review (国際交通安全学会誌)* 2022, 47, 33-39, doi:10.24572/iatssreview.47.1\_33.
37. 藤田和樹; 陣内裕成; 藤井淳子 地域高齢者におけるロコモティブシンドロームと認知機能低下の関連. *日本公衆衛生雑誌* 2021, 68, 23-32, doi:10.11236/jph.20-043.

〔論文〕

# 日本基督教団の資金循環とマクロ経済

土井 省悟

## — 目 次 —

- 1 日本基督教団の資金循環図
- 2 教会会計
- 3 教団の財政的教勢
- 4 教区会計
- 5 教団会計
- 6 教団統合資金収支
- 7 おわりに

キーワード：C表，宗教団体の資金収支，教団統合会計，財政的教勢

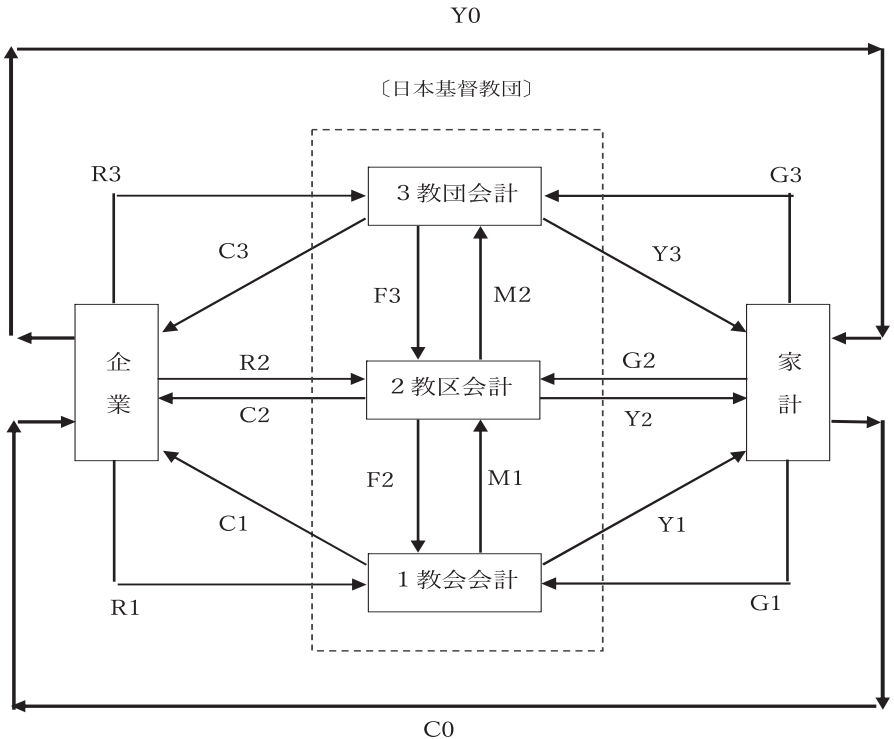
本稿は、日本におけるプロテスタント・キリスト教の宗教団体である日本基督教団の資金循環を整理することによって宗教団体としての日本基督教団を資金面から考えることを目的とする。

# 1 日本基督教団の資金循環図

## (1) 教団をめぐる資金の流れ

図は、日本基督教団（以下教団と略す）の資金の流れをモデル化したものである。矢印はお金（資金）の流れを示す。図中、点線で囲んだ部分が宗教法人日本基督教団である。それぞれの会計に向かう矢印と、そこから出ていく矢印はマクロ経済循環の中での資金の移動を表している

図 日本基督教団の資金循環



【注】(1)矢印は資金の動きを示している。(2)G=献金、M=負担金、F=援助金、Y=人件費(所得)、C=物件費(消費支出)。(3)アルファベットの後の数字1, 2, 3はそれぞれ「教会会計」「教区会計」「教団会計」にかかわる資金の流れを表す。数字0は「家計」と「企業」への資金の移動を表す。

点線で囲まれた日本基督教団内部の資金循環は「教会会計」、「教区会計」と「教団会計」との間の資金移動である。ここでいう日本基督教団の「資金循環」とは、教団を被包括宗教法人とする教会・伝道所の会計（教会会計）とそれらの地域的集合体である17の教区の会計（教区会計）と教団本部<sup>(1)</sup>の会計（教団会計）との間の資金（お金）の移動を言う。具体的に言えば、教会会計とは、各教会や伝道所の「教会総会」で承認された「会計決算」であり、教区のそれは、各「教区総会」で承認された「会計決算」であり、教団会計とは、「教団総会」で承認された「会計決算」である。各会計名の前に付した算用数字1は「教会会計」を、2は「教区会計」を、3は「教団会計」を表している。

図に示されている資金（お金）の移動は4つの部分に分けることができる。

- ① 点線で囲まれた教団の外部から教団に流入する資金（G1、G2、G3、R1、R2、R3）、
- ② 点線で囲まれた教団内を移動する資金（M1、M2、F2、F3）、
- ③ 教団から流出する資金（Y1、Y2、Y3、C1、C2、C3）、
- ④ 宗教法人日本基督教団をその一部とするマクロ経済循環における資金（Y0、C0）である。

## (2) マクロ経済との連結

図中の記号で示される資金移動が具体的にはどのようなものであるかは次節で説明するので、ここではマクロ経済循環における経済主体である「家計」と「企業」について説明しておく。

教団の使用しうるお金（資金）は、教団の外部（ここでは「家計」と「企業」）から教団に流入し、流入した資金を用いて教会、教区、教団本部がそれぞれの活動をしていくことによって、資金を再び教団外（ここでは「企業」）に流出させるのである。「家計」⇒「教団」⇒「企業」⇒「家計」⇒「教団」⇒「企業」⇒というように、資金が安定的にかつ円滑に流れていくことが教団の財政的基礎を保証することになる。宗教法人としての教団を理解するには、好むと好まざるとに関わらず、マクロ経済の循環を理解することは決して無意味ではないと思われる。

### (3) 労働・生産・消費

私たち人間はこの世に生きていくためには、必要な生活物資を手に入れなければならない。その生活物資（衣食住等や各種サービス）を人間は自分の労働によって手に入れなければならない。我々は、生存するためには必要な物資（物財）を使わなければならない（消費）。消費する物財は使用しようと思うときに使用できる状態においておかなければならない。必要な物財を消費しようとする状態に置いておくための人間の活動が「生産」である。人間の経済生活の基礎は消費を目指す生産活動である。人間の経済生活は「生産活動」と「消費活動」が基本である。

### (4) 理論的装置としての「家計」と「企業」

ここで「家計」というのは人間が消費という経済活動を行うということを明確にするための理論的装置であり、生産活動を行うという人間の経済活動を明確にするための理論的装置が「企業」なのである。具体的には「家計」は個人としての人間つまり「自然人」を思い浮かべ、「企業」は「法人」という「人」（組織）を思い浮かべればいい。意思決定をするのは「人」であって機械ではない。したがって、「家計」という「自然人」さらには「企業」という「法人」は経済的意思決定をする「経済主体」なのである。

「企業」と言えば、「会社」を思い浮かべるけれども、それは何らかの「事業を目的とする法人」（事業法人）である。教団は「宗教活動を目的とする法人」である。法律によって「人」（法人）が創り出されている。社会福祉法人や医療法人やNPO法人等様々な法人が存在する。それぞれの法人は何らかの財やサービスといった物財を「生産」している。その生産物を人々は（自然人も法人も）お金で購入する。その購入資金は、自然人が「企業」に雇用されて（雇われてつまり働いて）生産活動に貢献することによって手に入れるのである（土井（1979）、（1993）、（2011）参照）。

我々が、マクロ経済循環を、「家計」と「企業」の間の「労働」⇒「生産」⇒「所得」⇒「消費」⇒「労働（雇用）」⇒「生産」⇒「所得」⇒「消費」という流れとして理解し、その流れが安定的に円滑に進んでいくことを重視するのはこの循環の中に私たちの現実の具体的な生活があると認識しているからである。



具体的な人間の生活や人生が「消費」や「生産」といった経済活動だけではないのはもちろんである。「パン」の問題だけが人間にとって重要な問題ではない。人間の内なる霊的生活への欲求に対して必要とされる何物かを「提供する（生産する）」ことが、「宗教法人」としての「教団」の重要な使命であると考えることができるのではないか。

本稿において、日本基督教団の資金循環をマクロの経済循環と関わらせて整理しようとするのは、宗教法人である日本基督教団を理解する方法の一つにすぎないのである。

## （5）所得と消費支出

Y0（ワイ・ゼロ）は「企業」から「家計」へ向かう資金（つまり所得）を、C0（シー・ゼロ）は「家計」から「企業」へ向かう資金（つまり消費支出）を表す。前述のように、「企業」は、財であれ、サービスで、何らかの価値物を作り出す（「生産」する）主体である。家電製品であれ運輸サービスであれ、教育サービスであれ、「家計」が購入する（お金を支払って手に入れようとする、つまり「消費する」）価値物（目に見えるものであれ目に見えないサービスであれ）の生産者である。その生産物を、何らかの労働の対価として「企業」から受け取った所得で購入すること（消費支出、C0）によって、再び資金を企業に還流させるのである。

## （6）「政府」と「海外」

図には、重要な経済主体である「政府」と「海外」は示されていない<sup>(2)</sup>。それは、本稿の目的においては重要でないので煩雑さを避けるために省かれているだけである。もちろん、「政府」（中央政府及び地方政府）は「行政サービス」という価値物を生産する主体である。政府は「公務員」として多くの人を雇用し、所得（お金、資金）を支払っている。したがって公務員の経済活動は「家計」に含まれている。「家計」への所得としてお金（資金）が流れ、そこから教団へ資金（G1、G2、G3）が流れるということには、所得の提供者としての「政府」という経済主体が暗黙裡に考えられているのである<sup>(3)</sup>。

さらに「海外」という重要な（海外の）「家計」と「企業」という経済主体も

図の「家計」と「企業」の中を含めて考えるとすれば、日本以外の国の「家計」から教団に、教団から「企業」に資金が流れるという関係も考慮することができる。けれども、本稿では「海外」という経済主体を取り上げる必要がないので無視<sup>(4)</sup>されている。

## 2 教会会計

### (1) シグナルとしての資金収支

図から教会会計の資金収支 (E1) は (1) 式で示される。

$$E1 = (G1 + R1 + F2) - (M1 + Y1 + C1) \dots \dots \dots (1)$$

(1) 式の第1項が教団への資金の流入を、第2項が教団からの資金の流出を示す。E1 > 0 の場合は、当該年度の資金収支は黒字であり、現金資産の増加を示す。E1 < 0 の場合は、資金収支は赤字であり、資産の減少を示す。赤字の場合は、当該教会の貯蓄資金からの補填か外部からの借入金が必要になる。資金収支の赤字が持続すれば、当該教会の資産の減少が続く。資金収支の赤字は、何らかの対策を講じる必要を示すシグナルである。対策は、資金流入の増加策か資金流出の減少策かその双方である。その対策が効果を表さないなら、教会の資産は減少し続ける。

しかしながら、教会の財政に警告を与える資金収支のデータは現在利用できない。我々が利用できるデータは、『教団年鑑』に掲載されている個別教会と各教区ごとの「経常収入」と「経常支出」のデータである。2021年度末の教会総数は1,666である(付表参照)。

### (2) 財務報告 (C表)

教団は毎年、各教会に「報告」を求める。A、B、Cの三つの表による報告である。その「年度報告記入についてのお願い」(以下、「お願い」と略す)には次のように記してある。

「この報告は、教団の諸活動のため必要に応じてしばしば用いられます。殊に統計は、各教区選出教団総会議員数の算出などの基礎ともなり、また日本基督教団の教勢を、海外その他各方面に告げる場合にも用いられます。折角のご活動が教団の教勢を表わす統計から漏れることはたいへん残念なことであります。どうぞこれらの点をよくご理解ください。」

これらの報告は編集されて『教団年鑑』で公表されている。A、B、C各表は、教団から教区へ送られ、教区から教区内の教会に送付される。各教会は、それらの表に記入して教区に送り、教区が教団に送付するのである。

本稿に係る各教会からの報告は、各教会の年度の決算書による財務状況を示す「統計」（C表）である。「お願い」の中の「C表記入要綱」には次のように記されている。

「この表の数値は、教区負担金算定の基礎となります。次の記入要綱によって正確に記入してください。各教会・伝道所が独自の基準で記入したりしますと、教区負担金算定が公平を欠くこととなりますので、ご注意ください。教会に特別の支障がない限り、教会会計帳簿もこの表に準じてください。」

日本基督教団の教勢を論ずるとき<sup>(5)</sup>、各教会からの報告をもとにして編集された『教団年鑑』のデータは貴重な資料なのである。それゆえ、本稿の教団の資金循環モデルを『教団年鑑』のもとになるC表との連絡をつけておく必要があると思われる。

### (3) 財務報告（C表）と資金循環図

#### 1. 経常収入と経常外収入

表1は、「C表記入要綱」に示された「経常収入と経常外収入」の勘定科目とその説明を一覧表にしたものであり、表2は「経常支出と経常外支出」の一覧表を示したものである。いずれの表にもC表の勘定科目が図におけるどの資金移動に対応しているかが示されている。対応関係を明確に判別できない場合は空欄にしてあるので、これらの表は完全ではないのはもちろんである。C表の勘定科目は、その資金がどういった「事由」で教会会計に入っていたか、また出ていったかを示しているが、資金循環モデルでは、教会会計に入ってきた資金は「何処

から」きて「何処に行くのか」という観点で資金移動を見ているのである。同じ資金（お金）の移動を、異なった視点から見ているにすぎないということである。

表 1 C 表記入項目と記入要領（経常収入と経常外収入）

A. 経常収入	説 明	図の記号
1. 月定献金	教会員の月決め献金。	G1
2. 礼拝献金	すべての主日礼拝の礼拝献金（神学校日、謝恩日など献金目的を指定した場合も含む）、及び主日以外に行われる特別な礼拝（クリスマスイブ礼拝などの礼拝献金）。	G1
3. 特別献金	小科目に分けて記入したうえで、その合計額を記入する。「a 感謝・記念献金」：受洗・結婚・誕生等の感謝または記念としてささげる献金。「b 祝節献金」：クリスマス・イースター等の時期に特別にささげる献金。その他にも小科目を設けている場合は、適宜空欄を利用する。・自教会の会堂建築等の目的をもってする献金は、別途、特別会計もしくは臨時会計で処理し、本会計には計上しない。	G1
4. 財産収入	預貯金利息や有価証券の配当、不動産から生じる利益等。	R1
5. 雑収入	その他の雑収入。	G1
6. 他の収益会計からの繰入	教会の宗教法人経営の幼稚園、保育園、その他の公益事業、学校等からの繰入金。バザーその他の催し物から本会計への繰入金。・外部へ拠出するための繰入金は「8. 対外指定献金」に含める。	R1
7. 経常収入計	1 から6までの合計額。	
B. 経常外収入		
8. 対外指定献金	他の教会・伝道所等への応援の指定献金、謝恩献金、『隠退教師を支える運動100円献金』、社会事業団への献金を募ったもの等。適宜小科目に分けて記入したうえで、その合計額を記入する。	
9. 教会学校収入	教会学校の主日礼拝献金、クリスマス礼拝その他の集会の献金他の集会の献金、教会学校に直接ささげられた献金、寄付金等。	G1
10. 教区援助金	教区からの援助金等を、謝儀についての援助・互助等と、それ以外の援助（開拓伝道費、教会強化費、教会援助費用等）に分けて記入し、その合計額を記入する。	F2
11. その他の援助金	教団及び他の教会から送られた補助金。	G1
12. 補助金	上記二項に該当しない補助金。	G1
13. 積立金等からの繰入	経常収入の不足を補うための他会計からの繰入金。	
14. 借入金	経常収入の不足を補うための外部からの借入金。・会堂建設等のための借入金は、別途、特別会計もしくは臨時会計で処理する。	R1
15. 前年度繰越金	前年度からの繰越金。	
16. 経常外収入計	8. から15. までの合計額。	
C. 収 入 総 計	7. と16. の合計額。支出「F. 支出総計」金額との一致を確認すること。	

表1についていくつか説明をしておきたい。

第一に、「4. 財産収入」である。この項目によって、各教会が、何らかの「貯蓄資金」や不動産を保有している場合を想定していることを示している。貯蓄資金は銀行預金ないし国債をはじめ各種の有価証券として保有され、「利息や配当」を生む。不動産の運用によって「賃料」を生む。これらを経常収入に計上するのである。「財産収入」は、教会とは別の機関（企業）からの資金流入と考えてR1とした。貯蓄資金を削減する場合、「13. 積立金等からの繰入」として「経常外収入」のプラス項目になると同時に教会の「資産勘定」のマイナス要因となるだろう。

第二に「6. 他の収益勘定からの繰り入れ」は、当該教会外の組織（企業）からの収入としてR1とした。

第三に、「経常外収入」の「8. 対外指定献金」。これは教会会計にいったんは入ってくるけれども出ていくところが決まっている資金であって、教会が教会の判断で用途を決定できる「収入」ではないので、図の資金移動のいずれにも該当しないとした。

第四に、「14. 借入金」は、「外部からの借入金」とあるのでR1とした。

第五に、「15. 前年度繰越金」については、後述する。

## 2. 経常支出と経常外支出

次にC表の経常支出と経常外支出を見てみよう。

支出面では「18. 負担金等」以外は、すべての資金は、「家計」（Y1：人件費）か「企業」（C1：物件費）へと移動する。表では「C1+Y1」となっている勘定科目について、「2. 伝道費」を例にとって説明しておこう。もちろん、「伝道費」と言っても何を「伝道」というかによって「伝道費」に計上する資金は各教会によって異なる。極端に言えば、教会の活動はすべて「伝道費」と言えるかもしれない。けれどもここでは、教会外の人を講師として招いて、「伝道礼拝」ないし「伝道集会」を開催する場合、講師への謝礼は人件費（Y1）であり講師の交通費（航空料金や高速道路料金等）や「集会」での「茶菓」や「食事」に支出するお金は物件費（C1）である。教会が使用する物財（財やサービス）のすべてを教会が生産することはできないのであるから当然、それらの物財を生産する「企業」から購入せざるを得ないのである。そのことを「Y1+C1」として表しているのである。

表2 C表記入項目と記入要領（経常支出と経常外支出）

D. 経常支出	説明	図の記号
1. 礼拝・礼典費	聖礼典費、及び花代など礼拝に関する経常支出。	C1
2. 伝道費	一般伝道費、講師費・会場費・宣伝費を含む特別伝道費等。	C1+Y1
3. 諸集会費	クリスマス・イースター祝会等の集会、記念集会、役員会・教会総会等の費用。	C1+Y1
4. 教師謝儀手当	教師(牧師・伝道師)の謝儀(夏期・冬期手当等を含む)、教会手当・通勤手当等月決めで支給されているもの。謝儀についての援助を教区から受けている場合は、自教会で支出する金額と援助・互助等による金額を分けて記入したうえでその合計額を記入する。・教会の宗教法人経営の幼稚園やその他の事業等から直接受ける給与等は含めない。・名誉牧師謝儀及び引退教師や遺族の年金等は、経常外支出「14. 隠退教師及遺族謝恩金」に記入する。	Y1
5. 給与	キリスト教教育主事の謝儀・手当、事務員等の給与・手当。	Y1
6. 建物費	教会堂および牧師館等の経常的な維持・修繕費・火災保険料。什器・備品の購入及びレンタル料等。	C1
7. 借地借家料	教会堂および牧師館等の家賃、地代。	C1
8. 光熱用水費	電気、ガスその他の光熱費及び水道料等。	C1
9. 事務費	通信費(郵便、電話等)、事務用品費、事務機のリース料等。	C1
10. 旅費研修費	教師・信徒代表して参加する会議・研修費の旅費、参加費等。自動車関連費用(ガソリン代、自動車保険料等)。	C1
11. 雑費	慶弔費、見舞金等。その他の諸雑費。	C1
12. 経常支出計	1. から11. までの合計額。	
E. 経常外支出		
13. 対外献金	互助伝道献金、謝恩献金、謝恩日献金、神学校日献金、その他教団・教区への献金、他教会援助のための献金及び神学校への直接献金、賛助金等。	
14. 引退教師及び遺族謝恩金	名誉牧師への謝儀、隠退教師や遺族への謝恩的な費用。・教団年金局へ献金(謝恩日献金、謝恩献金等)及び「隠退教師を支える運動100円献金」は「13. 対外献金」に計上する。	
15. 教会学校費用	教会学校が使用した費用。教会の本会計からの支出ばかりでなく、教会学校会計からの直接支出も加える。	C1+Y1
16. 各部支出	婦人会、壮年会、青年会、高校生会等に教会の本会計から支出した費用。	C1+Y1
17. 教会事業繰出金	教会の宗教法人経営の幼稚園、保育園、その他の事業への経常的繰出金。・臨時的な繰出金、または学校法人経営の幼稚園、及び社会事業団体その他の経常的支出への援助金、寄付金等は、「21. 寄付金」から支出する。	
18. 負担金等	教区、支区・分区・地区等への負担金・分担金等。負担金に準ずる他団体への経常的支出。	M1+C1
19. 諸保険等掛金	健康保険・厚生年金等の教師法定福利費、教師退職年金掛金等。	C1
20. 積立金	教師退職積立金、教会堂・牧師館・附属建物の新築・増改築・大修理、土地購入のための積立金。	
21. 寄付金	学校法人経営の幼稚園及び社会事業団体その他への援助金、寄付金等。・教会の宗教法人経営の幼稚園、保育園等への経常的な繰出金は、「17. 教会事業繰出金」から支出する。	C1
22. 借入返済金	経常収入「14. 借入金」の返済額。	C1
23. 臨時費繰出	臨時支出のために、経常会計から臨時収入に繰出した金額。	
24. 予備費	期間中の予算超過に対処して予算補正を行うことができるように、あらかじめ予算に計上する。予定外の支出は予備費からは支出せず補正した科目から支出し、予備費の残額は次年度繰越金となるので、決算欄には斜線を引いてある。	
25. 次年度繰越金	次年度のへ繰越金。「24. 予備費」の未使用分も次年度繰越金になる。	Y1
26. 経常外支出計	13. から25. までの合計額。	
F. 支出総計	12. と26. の合計額。収入「C.収入総額」の金額との一致を確認すること。	

#### （4）資金収支と『教団年鑑』のデータ

表1、2で示されているC表の勘定科目と図の資金の流れとの対応を見ると、資金収支はC表の「経常収支」と「経常外収支」の双方を対象としていることになる。(1)式の数字的対応物を得ることはできないが、C表の「経常収支」の数字的対応物を得ることはできる(付表参照)。各教会から報告されているC表の数字が集計されて『教団年鑑』に示されている。しかしながら、それは、(1)式の数字的対応物ではなく、(1)の中「経常収支」のみを対象にしている。その意味で、『教団年鑑』のデータは、図示された教団の資金循環モデルの一部を示すものである。資金収支の一部を示すものだとしても、『教団年報』のデータは、教会の財政的状況を示す貴重なデータであることに変わりはない。

次節では、C表の統計を集計したデータで現在のところ得られる最新の「教団の財政的教勢」を確認しておこう。

### 3 教団の財政的教勢

#### (1) 『教団年鑑』(2021年度末)のデータ

『教団年鑑』には教区毎の経常収入と経常支出の数字が公表されている。もちろん、教区毎の数値は各教区内の教会の数値の総和であるので、教区内の教会の経常会計の財政的(資金的)差異は打ち消されている。けれども、一応は同じ基準での教会の会計報告であるので、教区と教団の財政的状況を知ることができる。

『教団年鑑』には、経常収入の「総額」とその内訳として「月定献金」、「礼拝献金」、「特別献金」の額が示されている。つまり、表1でいえば、「7.」と「1.」、「2.」、「3.」である。したがって、「4.」、「5.」、「6.」の数値は『教団年鑑』に記載はないが、経常収入総額から献金の総額を差し引くことによって計算できる。その金額は「その他」として付表には示してある。経常支出は、総額(表2の「12.」の項目に対応)とその内訳として「伝道費」(表2の「2.」の項目に対応)と「教師謝儀」(表2の「4.」の項目に対応)の数字が掲載されている。この項目以外の項目の金額は、経常支出の総額から「伝道費」と「教師謝儀」の額を差し引いて「その他」として計算できる。経常収支は『教団年鑑』には記載

されていないが、経常収入から経常支出を差し引くことによって計算できる(付表参照)。

表3は、各教区の経常収入、経常支出と経常収支の金額が教団全体(「全国総数」)の金額の内に占める割合を示したものであり、表4はそれらの金額の割合を各教区毎に示したものである。表4が示すように、全国総数で見ると、経常収入の97%は「献金」(図ではG1)であることがわかる。経常支出は67.3%が「教師謝儀」(Y1)である。これらの数字は、17の教区の総和であるので、各教区の財政的(資金的)差異は見えない。けれども、献金が経常収入に占める比率は91.8%(兵庫教区)から99.3%(京都教区と東中国教区)との間に散らばっていること、さらに、経常支出に占める「教師謝儀」の比率が67.0%(九州教区)から77.6%(四国教区)の間にあること、経常収入額が各教区で異なっているということから各教区の財政的差異が存在することは推察できる。

表3 経常収支の教区別全国比(2021年3月31現在)(%)

教区名	経常収入					経常支出				経常収支
	計	月定 献金	礼拝 献金	特別 献金	その 他	計	伝道 費	教師 謝儀	その 他	
北海	3.1	2.9	3.3	3.0	5.0	3.5	2.0	3.6	3.7	1.7
奥羽	2.6	2.5	2.6	2.6	3.0	2.7	2.4	2.8	2.6	2.2
東北	3.4	3.3	3.5	3.2	5.4	3.5	4.3	3.5	3.3	3.1
関東	7.4	7.6	8.1	7.1	3.6	7.6	8.0	7.7	7.3	7.0
東京	19.6	19.4	19.0	20.0	21.6	19.1	22.7	17.5	22.3	21.0
西東京	7.4	7.9	6.9	6.9	6.2	6.9	7.7	6.9	6.9	8.9
神奈川	9.1	9.6	8.5	8.7	7.1	9.0	8.4	8.9	9.4	9.3
東海	5.7	5.8	6.4	5.3	3.1	5.8	4.6	6.1	5.2	5.2
中部	6.5	6.7	6.7	6.5	3.9	6.5	6.7	6.9	5.5	6.6
京都	3.7	3.8	3.9	3.9	0.9	3.7	3.5	3.8	3.4	3.9
大阪	8.4	8.4	8.1	9.0	6.3	8.4	5.6	8.7	8.2	8.5
兵庫	7.9	7.2	7.5	8.0	21.7	7.6	9.1	7.4	7.9	8.9
東中国	2.5	2.7	2.4	2.3	0.6	2.6	3.2	2.6	2.7	2.0
西中国	2.8	2.7	2.6	2.9	3.1	2.7	3.0	2.8	2.5	2.9
四国	3.7	3.5	4.1	3.9	2.6	4.0	2.1	4.6	2.8	2.7
九州	5.6	5.5	5.5	6.0	5.1	5.6	5.9	5.7	5.4	5.7
沖縄	0.6	0.6	0.8	0.6	0.8	0.7	1.0	0.6	0.8	0.6
全国総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 『教団年鑑』より作成(付表参照)。

(注) %は小数点以下第2位で四捨五入しているので合計が100.0にならない場合がある。



表4 経常収入とその構造(2021年3月31日現在)

教区名	経常収入(単位%)					経常支出(%)				経常 収支 %
	経常 収入 計	月定 献金	礼拝 献金	特別 献金	その 他	経常 支出計	伝道 費	教師 謝儀	その 他	
北海	100.0	49.6	17.3	28.2	4.9	100.0	2.5	67.9	29.6	13.7
奥羽	100.0	50.6	16.0	29.9	3.6	100.0	4.0	69.2	26.9	21.4
東北	100.0	50.9	16.5	27.8	4.8	100.0	5.5	67.7	26.8	22.7
関東	100.0	53.2	17.5	27.9	1.4	100.0	4.7	68.1	27.3	23.6
東京	100.0	51.3	15.5	29.8	3.3	100.0	5.3	61.7	33.0	27.0
西東京	100.0	55.4	15.0	27.1	2.5	100.0	4.9	66.8	28.3	30.0
神奈川	100.0	54.7	15.0	27.9	2.3	100.0	4.1	66.3	29.6	25.6
東海	100.0	52.7	18.1	27.5	1.7	100.0	3.5	71.1	25.5	23.2
中部	100.0	53.1	16.3	28.8	1.8	100.0	4.5	71.6	23.9	25.2
京都	100.0	52.5	16.7	30.1	0.7	100.0	4.1	69.8	26.1	26.1
大阪	100.0	51.4	15.3	31.1	2.3	100.0	3.0	69.5	27.5	25.2
兵庫	100.0	47.1	15.3	29.4	8.2	100.0	5.3	65.3	29.4	28.1
東中国	100.0	56.3	15.7	27.4	0.7	100.0	5.3	65.8	28.9	20.0
西中国	100.0	50.9	15.2	30.4	3.4	100.0	4.8	69.2	26.1	26.0
四国	100.0	49.1	17.8	31.0	2.1	100.0	2.3	77.6	20.1	18.4
九州	100.0	50.6	15.7	31.0	2.7	100.0	4.6	68.4	27.0	25.4
沖縄	100.0	47.2	20.3	29.0	3.5	100.0	6.9	60.3	32.8	23.1
全国総数	100.0	51.9	16.0	29.1	3.0	100.0	4.4	67.3	28.3	25.1

(出所)『教団年鑑』2022年度版より作成。

(注) ①%は小数点以下第2位を四捨五入。%の合計が100.0にならない場合がある。

②経常収支の%は経常収支額を経常収入額で除した数字に100を乗じた数字である。

表4からはさらに、収入のほとんどを「献金」で得て、支出の大部分を「教師謝儀」に使用するという資金構造が教会の財政構造の特徴であることがわかる。この資金構造から見ると、どの教会においても「献金」収入と「教師謝儀」支出との問題が生じていることが推察される。教会の収入構造や支出構造が同じであっても献金収入額（したがって経常収入の規模）の違いによって教師謝儀額に教区間の格差が生じるということがわかる。教師謝儀は教師の「家計」への収入であるので、教師の経済生活の違いが生じることになる。教師謝儀は、教師を招聘する教会が教会の財政状況を考慮して決定するのであるから、献金額（経常収入額）の規模やその動向は、教会にあっては教師謝儀額に影響を与えるのである。教師謝儀額が低いことは教会が教師を招聘するのを困難にし、教師の移動を促進する要因になること（無牧教会の増加）が憂慮される（土井（2022））。それゆえ、その教会を含む教区が何らかの支援をすることが考えられてくる。（1）式でいえば、教区からの何らかの援助（F2）の増加または教区への支払金（M1）の減少である。ところが、この二つの解決策は教区の財政への圧迫要因となる。ここには教会財政と教区財政が直面する大きな苦悩がある。

ところが、表3も表4も各教区では経常収支はどの教区においてもプラス（黒字）であることを示している。その黒字額は教区の経常収入総額の比率でいうと、全国平均では25.1%である（表4）。各教区毎のその比率は13.7%（北海教区）から30.0%（西東京教区）の間に散らばっている。当然その額は当該教区の経常収入総額、したがって収入の大部分を占める献金額によって大きな散らばりがあるだろう。経常収入の黒字は各教区の各教会の当該年度の余剰、つまり資金増加要因である。この資金増加は、教会が財政的に苦しくなっていることを見失わせることになるかもしれない。この経常収入の黒字をどのように解釈すればいいのかという課題を与える。経常収入の黒字は「伝道費」や「教師謝儀」を引き上げる余力があることを意味するのであろうか。それとも、経常収支に反映されない資金の流出が存在するのだろうか。これまでの行論では教会や教区の資金収支が経常収支だけではとらえられないのではないかと、と思われる。（1）式が示す資金収支の数量的データを得ることができないからである。それ故、経常会計の状況のみで教団の財政的教勢を判断することはできないのかもしれない。教会や教区の財政的教勢をより真実に知らしめる指標は何であるかという問題があるので

はないか、と考えられる。この点は、経常収入の「次年度繰越金」の取り扱いについての問題として後述する。

## (2) 教団による分析（2023年3月4日付『教団新報』第5面）

数字は数字である。『教団年鑑』での数字の背後には様々な事情がある。数字を用いた議論は、数字の背後にある様々な事情を捨象してしまう。数字による議論は、その背後にある人間の思いや苦悩を見えなくしてしまう。それゆえ教団は、教区議長会議や、各教区の財務部委員長会議や、教団の各種委員会を通じて各教区の教会の事情について教師や信徒からの声を聴く機会を持っている。ここでは、数字の背後の事情を多少とも承知していると思われる教団事務局総務部による「統計から見る教団」の分析を紹介しておく（道家<sup>(6)</sup>(2023)）。

表5 教団による教勢分析

	項目	2019年度	2020年度	2021年度
1	現住陪餐会員	77,288	75,087	73,548
2	礼拝出席者数	48,084	36,973	36,211
	オンライン礼拝（件）		5,799	6,185
3	祈祷会			6,791
4	教会学校(出席者数)		8,234	8,062
	在籍者数		19,981	18,861
5	受洗者数	902	747	603
6	教会伝道所数	1,675	1,666	1,660
7	逝去者数			
8	経常収入 総額（万円）	1,039,941	1,008,916	1,023,361
	（内）礼拝献金(万円)	191,144	161,527	161,912
	月定献金(万円)	534,126	521,337	508,861
	特別献金(万円)	284,842	292,880	324,747
	経常支出 総額(万円)	803,176	753,238	755,709
	（内）伝道費(万円)	44,138	33,199	3,601
	牧師謝儀(万円)	522,168	507,149	506,507

（出所）道家紀一（2023）より作成。2021年度の礼拝出席者数

48,084は道家（2022）からの数字である。

（注）項目8の財政関係の千円以下の数字は切り捨てて表示した。

表5は、道家(2022)と道家(2023)で示されていた数字をまとめたものである。表5には、教勢報告(B表)による教勢(表5の項目1~<sup>(7)</sup>)と財務報告(表5の項目8)が記載されている。空欄は、数字の言及がなかったことを示している。本稿に関係するのは項目8である。財務関係では次のように述べられている。

「経常収入はコロナ禍前にやや戻りつつある。礼拝献金は・・・ほぼ横ばい。」「月定献金は、教会伝道所を維持する中心の献金であるが、それが減少し始めているということはコロナ禍も2年目、3年目に入り、教会伝道所の信徒も流石に息切れしてきたのであろうか。」「特別献金は…大幅に増加している。月定献金が減少し、特別献金が増額した明確な原因は明らかではないが、比較的多額な月定献金をささげていた世代が天に召されつつある中、それを補うかのように、特別献金がささげられている、という推論も成り立つ。」「経常支出は・・・漸減している。」「伝道費は・・・微増しており、伝道活動が鈍ったとは言えない。経常支出漸減の原因は教師謝儀の減少と思われる。」「教会伝道所は牧師を支えるために、力を尽くし続けているが、コロナ禍前より現れていた『牧師をささえるだけで精一杯の状況』に、コロナ禍が拍車をかけていることは間違いない。このままコロナ禍の収束が見られないならば、より一層、深刻な事態に向かってゆくであろう。」

そうして、「今後の課題」として次の様に述べられている。

「コロナ禍の状況が続く限り、教会伝道所の厳しさは増すことはあっても収まることはないであろう。・・・宗教行為の本質である『集まる』(エクレシア)ということが制限を受けている間は、伝道活動も滞らざるを得ない。オンライン礼拝やオンラインによる集会の工夫は続けられるであろうが、それらが、これまでの教会伝道所の活動を、財政面も含めて補うのか。コロナ禍3年目をまもなく終えようとしている今、益々問われ始めている。共に祈って、打開策を見出したい。」

教団の人的教勢も財政的教勢も低落していることは、コロナ禍以前から明確であり、そのことについて警告がしばしばなされてきた。けれども、有効な打開策は出されていない(土井(2020))。このことは、人的教勢(礼拝出席者数や

現陪餐会員数）や財政面での教勢の低落の原因がつかめていないか、原因について教団の中で合意がないからか、たとえその合意があっても対策についての合意がないか又は問題に対する対策はないという合意が存在するというを示唆しているように思われる。組織上、教団事務局が宗教団体としての教団の現状を打開するための「打開策」を提案することは、困難なのかもしれない。しかしながら、事務局として、今後もこのようなデータや数字が示す事実を提起し続けることが重要であろう。

「たかが数字、されど数字」である。

以上では、教団がC表による各教会からの財政情報を用いて教団の教勢分析をしていることを確認した。次節では、教区会計について検討していきたい。

## 4 教 区 会 計

### (1) 教区の資金収支

教団の資金循環図が示すように、教区の資金収支（E2）は（2）式のようなになる。

$$E2 = (M1 + G2 + F3 + R2) - (M2 + F2 + Y2 + C2) \dots (2)$$

17ある教区の会計についての数値的データは、『教団年鑑』にはないので、教会会計ほど具体的に検討することはできない。各教区の財政的教勢は教区の教区総会で承認された決算で示されている。したがって、教区は、自身の教区の財政状況を数字的に把握する当事者であり、教団は、教区からの報告を受け17教区の財政的教勢を承知している。それゆえ、各教区や教団本部は、教区（したがって教団）の財政的教勢を具体的に検討し何らかの分析をなしうることが可能である。本稿でなしうるのは、主として、（2）式に示されているような理論的（定性的）資金収支でもって議論していくことである。

日本基督教団教規第79条は「教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、教団交付金その他収入をもってこれにあてる」と規定されている。「教会および

伝道所の負担金」が、(2)式のM1で、「献金」がG2で、「教団交付金」がF3で、「その他収入」がR2で、示されている。

M1は、「教区総会の議決を経て定め」られ(教規第80条①)、教区収入のほとんどを占めることになる。教区は教会ではないので教会会計のように信徒が支える「月定献金」は存在しない。アドホックな「礼拝献金」か、教区内の信徒による自主献金か、他の組織からの「寄付金」で構成されることになる。教区は教団がその「教会的機能および教務を遂行するために」置かれたのであるから(教憲第6条)、教団が財政的に援助するのである。具体的には各教区からの申請によって援助される「伝道資金交付金」である。それが、F3である。R2はC表の「財産収入」に当たるものである。これは教区名義の貯蓄の存在を示している。教区の貯蓄金額の多寡は教区が教区内の教会への援助金F2の金銭的余力を示すと考えられる。

(2)式の第2項つまり教区資金の支出面のM2は、教団の財産となる「教区の負担金」である(教規第147条)。この「負担金は、教団総会の議決を経て定め」られ(教規第153条)、「負担金の負課率は、教区内における教会およびの伝道所の歳出経常費を基準とし、その他適当な方法によって定め」られる(教規154条)。我々は、前述の各教会の「決算書」に基づいて報告されるC表の「数値は、教区負担金算定の基礎」となるという「C表記入要綱」の注意書きを銘記しておきたい。

表6は、各教区が、ひいては教区財政を教区負担金によって支える各教会、さらには教会を支える教会員が、日本基督教団を「財」をもって支える姿を如実に示していると思われる<sup>(8)</sup>。

F2は教区から当該教区内の教会への援助金である。教会が不測の事態に対して自教会の貯蓄資金をもってしても手当てできないものに対しての援助である。地震や洪水等の自然現象に伴う緊急を要する資金需要に対して教区が資金援助することがある。その場合にも、必要な額によっては、教区が当初の予算編成において計上している「予備費」から支出することはできるだろう。予算を越えた支出は、教区の貯蓄資金を取り崩す必要がある。その場合は、返済されるまでは、現金が「貸付金」に代わるだけで資産総額は変わらないであろう。けれども、教区の資産の流動性が減少するという事は注意を要する点だろう。

次に、Y2とC2について説明しよう。YとCは、資金が流出する「事由」がなんであれ、結局は、それぞれ「企業」と「家計」へと出ていく資金である点は前述の通りである。教区にあっては、教会と違って、教会担任教師への謝儀支払いはない。Y2（人件費）は、教区議長、副議長、書記といった教区総会で選出された教職への奉仕への謝金であるとか教区事務所の職員等への給与支払いである。もちろん、教区の活動の中で例えば何らかの集會に講師を迎えた場合のその人への謝金とか外部からのアルバイトを雇った場合のアルバイト料も考慮しなければならない。

教区の活動は各種委員会を構成して実施されることが多いのである。教規第72条①には、「教区に（1）伝道部、（2）教育部、（3）社会部、（4）人事部、（5）財務部」を置くとされ、第73条①にはそれぞれの部の「所轄事項」が定められている。そのために、「各部に委員長および委員若干名を置く」（第74条①）ことになっている。これらの委員会以外に必要なに応じて各教区は新しく委員会を作ることができる。そのようにして、教団の使命を果たそうとするのであり、当然、委員会は年に何回か集まって協議する必要がある。集まるには、委員の交通費や食事代や各委員会での計画を準備し実施するために、必要な物財（サービスも含む）をそれらの生産者（「企業」）から購入しなければならない。これがC2（物件費）である。

表6 教団負担金割当額

(2021年度)

教区名	負担金割当額	
	金額 (千円)	全国比 %
北海	47,000	8.3
奥羽	17,200	3.0
東北	13,203	2.3
関東	41,568	7.3
東京	109,317	19.2
西東京	36,357	6.4
神奈川	47,372	8.3
東海	23,801	4.2
中部	28,414	5.0
京都	28,057	4.9
大阪	45,570	8.0
兵庫	47,936	8.4
東中国	12,193	2.1
西中国	18,151	3.2
四国	19,501	3.4
九州	29,117	5.1
沖縄	3,707	0.7
全国総数	568,464	100.0

(出所)『日本基督教団年報』

2022年度版より作成。

(注) 2021年度負担金割当額は

100円以下は四捨五入。

## (2) 資金収支赤字対策

教区の資金収支（E2）を見よう。E2がプラス（黒字）の場合、当該教区には貯蓄資金が生まれる（資産増加）。E2がマイナス（赤字）の場合は、貯蓄資金の減少（資産減少）となる。E2の正負は、その年度の状況によって変動する。問題になるのは、E2の黒字額が長期的に減少しやがてマイナスになる場合である。その場合の対策は、①M1、G2、F3、R2の増加、②M2、F2、Y2、C2の減少である。

教区にとっては教区内の教会の資金収支を悪化させずに教区の資金収支を改善する方策はG2（教区への献金）、F3（教団から教区への援助金）、R2（教団以外の組織からの資金流入：財産収入）の増加であり、M2（教団負担金）の減額である。

M1（教区負担金）の増額とF2（教会への教区援助金）の減額は、教区の資金収支を改善するけれども教会の資金収支は悪化する。

Y2（人件費）とC2（物件費）の減額という対策は、現行の教区活動を縮小することに繋がる恐れを生じさせる。したがってY2とC2の減額策（経費削減策）は現行の教区の機構の無駄を省き効率的な運営を図ることを再考することを要するだろう。現行の委員会活動を縮小することが教会員の獲得や教会員の献金を拡大する方向への働きを縮小させてしまうならば、長期的には教会や教区や教団の資金収支を一層悪化させることにもなる。

以上の定性的分析によれば、教区の資金収支改善策は、教会、教区、教団のいずれかに何らかの悪影響を与えることになる。このような実情を考慮すれば、教区の資金収支を改善する方策の決定はとても困難である。ここに日本基督教団の苦悩の一端がある。けれども、また希望もある。G2とR2の増加策が教会や教区や教団の財政的教勢を高めていく可能を持っていることである<sup>(9)</sup>。ところがこれらの決定権は、教団組織外の「家計」と「企業」とにあって、教団組織にはない。R2は教区の貯蓄金額とその保有形態（ポートフォリオ）にも依存する。G2は教団の活動を通じて影響を与えうる項目である。ここには、教区の伝道活動が現在の人々の行動（礼拝出席者や受洗者の増加、献金額の増加）にどのような影響を与えるかという研究課題が存在すると思われる。

次節では教団の資金収支を説明する。



## 5 教団会計

教団の資金収支（E3）は（3）式で示される。

$$E3 = (G3 + R3 + M2) - (F3 + Y3 + C3) \dots \dots \dots (3)$$

教団会計についても、教会会計や教区会計のように具体的な勘定科目との対応を示すことができない。教規第157条は「伝道その他教団の事業を遂行するに必要な経費は、教区の負担金、献金および財産から生じる果実その他の収入をもってこれにあてる」と規定している。「教区の負担金」がM2であり、「献金」がG3である。「教団そのものは「全体教会」という教会であるが、教団本部を定期的に「月定献金」で支える信徒はいない。「教団の教勢」を考慮するときの現住陪餐会員75,087人は、全国1,661の教会に分属しており、それらの教会が全国の17の教区内にあるというだけである（数値は2021年度末現在、付表参照）。したがって、G3の中の「献金」は、教団が教会会計の報告を求める財政報告としてのC表が示す資金の勘定科目（表2、表3参照）でいうと「礼拝献金」と「特別献金」が主たるものであろう。

教団の財政規模は教会や教区よりも大きいであろうから、預貯金や有価証券の保有からくる「財産収入」も教会や教区よりも多額であろう。これが「財産から生じる果実」である。「他の収益会計からの繰入」もあるだろう。これらはR3として表されている。

教団の経常収入として、最大のものは、17の教区からの「教団負担金」（表6）である。この額は、2021年度末では、5億6,846万4千円である。これがM2である。

F3は、教区への援助金（「伝道資金交付金」）である。これは教区会計の経常収入になる。教区の財政状況によって、教団から支援を得ることのない教区もあるだろうし、その援助金の額も異なっていると思われる。それゆえ実質的な教区の教団への負担金額には差があるだろう。教団本部が教団所属教会の財政的状況の苦境を支えることは教団の重要な働きである。教団本部の教区への援助が必要になるのは教区内の教会の財政的状況の悪化ゆえである。それゆえ各教会の財政

表7 教団会計(2022年度決算)

経常会計	収入	%	支出	%	収支	%
本体事業	267,345,146	95.2	265,329,893	97.0	2,015,253	28.1
収益事業	13,457,101	4.8	8,298,782	3.0	5,158,319	72
総計	280,802,247	100.0	273,628,675	100.0	7,173,572	100.0

(出所) 『教団新報』第5001・5002号(2023年7月29日)5面の記事より作成。

的悪化が持続していくことは教団の財政の悪化が持続することになるのである。教区への教団の援助金は教区会計の経常支出となって結局は教区の人件費(Y2)と物件費(C2)となっていくのである。この点では教団会計も同様で、教団会計に入った資金は人件費(Y3)と物件費(C3)になって教団の外に出ていくことになる。

2023年6月20日、教団の予算決算委員会は2022年度の決算報告を承認した(『教団新報』第5001・5002号(2023年7月29日)、第5面)。それによれば、経常会計は201万5253円の黒字、収益事業の黒字は515万円である(表7参照)。教団の会計は公益企業会計に基づいているの、経常会計が二つに分けて作成されている。「本体事業」の収支が宗教法人としての教団会計であり、「収益事業」の収支は日本基督教団出版局の収支であるのではないかと推察する。

## 6 教団の統合資金収支

### (1) 資金収支の統合

これまで、教会会計の資金収支(E1)と教区会計の資金収支(E2)と教団会計の資金収支(E3)を別々に検討してきた。ここでは、それらの会計を統合することによって宗教団体・日本基督教団の統合資金収支(E)を検討する。

E1、E2、E3の右辺の第1項が資金の当該年度の収入を第2項が支出を表す。Eは(1)、(2)、(3)式を足し合わせることによって得られる。

$$E1 = (G1 + R1 + F2) - (Y1 + C1 + M1) \dots \dots \dots (1)$$

$$E2 = (G2 + R2 + M1 + F3) - (Y2 + C2 + M2 + F2) \dots \dots \dots (2)$$

$$E3 = (G3 + R3 + M2) - (Y3 + C3 + F3) \dots \dots \dots (3)$$

$$E = E1 + E2 + E3 = \{(G1 + G2 + G3) + (R1 + R2 + R3)\} \\ - \{(Y1 + Y2 + Y3) + (C1 + C2 + C3)\} \dots (4)$$

ここで  $(G1 + G2 + G3) = G$ 、 $(R1 + R2 + R3) = R$ 、 $(Y1 + Y2 + Y3) = Y$ 、 $(C1 + C2 + C3) = C$  とすると、(4) 式は次のように表せる。

$$E = (G + R) - (Y + C) \dots \dots \dots (5)$$

$(G + R)$  は、「家計」と「企業」つまり教団外から教団に流入する資金の合計を表し、 $(Y + C)$  は、教団から「家計」と「企業」に流出する資金の合計を表すことになる。教団内の各会計の間を移動する、つまり教団内の資金循環は(5)式には表れない。

このことは、宗教団体であっても、「家計」と「企業」というマクロ経済循環における経済主体との接続を逃れることはできないことを示している。教団の置かれている現実がマクロ経済の現実と不可分であるということを示すのである。もちろん教団を取り巻く環境は経済状況だけで理解できるものではない。宗教団体としての教団の関心は「物財」や「資金（お金）」といった俗世の関心ではなく、「霊的存在」としての人間であり、「人間の罪」であり、「人間の救い」といった問題であろう。けれども現実の人間が「霊と肉」の人間に明確に分かれているのではなく、現実の人間は「霊的存在」であると同時に「肉的存在」である。たかが「お金の問題」であるが、お金の背後には、お金の問題に伴う人間の悲しみや喜びや苦悩が伏在していることも事実である。

(5) 式は、教団に入ってきた資金（お金： $(G + R)$ ）は、 $Y$ （人件費）と  $C$ （物件費）として教団外に出ていくという当然のことを示している。 $E$  の値は正（黒字）、負（赤字）、ゼロ（均衡）のいずれも取りうる。 $E > 0$  であるなら、すべての教会会計、教区会計、教団会計を勘案すれば（つまり1,661の教会会計、

17の教区会計、1つの教団会計の総計で見ると)、教団の財政状況は良好であるということを示す。 $E > 0$ が毎年拡大していくとき、教団の財政的教勢は成長しているといえることができる。もちろんこれは、すべての会計で資産が増加していることを意味しない。 $E < 0$ である場合、教団の財政状況は悪化しているといえる。 $E < 0$ が継続して行くとき、教団の財政的教勢は低落しているといえる。もちろんすべての会計で資産が減少しているわけではなく、資産が増加している会計もある。

(5)式は、教会や教区や教団本部会計の問題だけではなく、日本基督教団という宗教団体全体の問題を見るいわば資金移動という視点からの理論的な接近を示したものである。実際には教会、教区、教団の資金収支データがないのであるから、不完全であっても、得られるデータを用いて理論的な(5)式の示すことに近づける工夫が必要になる。

## (2) 一つの提案

われわれは、C表の報告を用いて1,661の教会会計の、各教区からの教区決算から17の教区会計の、さらには教団本部会計から教団会計のデータを用いることができる。これらのデータをもとにして、それぞれの会計の経常会計決算の「次年度繰越金」を「過年度繰越金」として「次年度予算」の「収入金」に入れずに、全額貯蓄勘定に移して、「次年度予算」を策定することを提案したい。経常会計決算の「繰越金」(経常収入マイナス経常支出)は、宗教団体としての教会の本来の収入である「献金」と過去の献金の積立金からの「収益」(利息や収益)を原資として教会の宗教活動を行うことによって費消した結果の残余であるから、これは当該年度の貯蓄資金である。これを「次年度予算」の収入金額とすることは、ありうべき過去の貯蓄を毎年減額していくことを経常収入予算で認めていることになる。毎年の繰越金を全額、貯蓄資金として取り扱おうとすると「経常予算」の規模は小さくなる。経常支出が前年度と変わらなければ、現住陪餐会員数の減少等による収入の減少によって、年度末には、経常赤字が明確になる。その場合には、過去の繰越金を積み立てた貯蓄勘定から補填するのである。反対に「繰越金」が生じたならばその全額を貯蓄勘定に積み立てるのである。そうすることによって、経常会計の残高を積み立てた貯蓄勘定の増減が教会の財政的教勢の動向

を示すシグナルになる。同時に、経常会計の不如意の原因がなんであるかも明確になっていく。そうなると、強化すべき教会活動がなんであるも明確になる。そういう意味で教会員（現住陪餐会員）がより一層積極的に教会活動に参加するインセンティブになることが期待できるかもしれない。

この提案は、現実のデータによる（5）式の代替的運用方法にすぎない。これまでの会計の運用を変える必要はないが、財務担当者が試みに手元に持っておいてもいい資料ではないかと思う。

もちろん、貯蓄勘定の金額が減少する場合、どのような方策を取るかは、教会、教区、教団の総会で決定すべきことである。筆者は、その際、（5）式でいえば（G+R）を増大する方策、ことにG（献金）の増大策を考えることが一番重要であると考えている。なぜなら、それこそが「キリストの弟子を起こしていく」（受洗者を増大していく）という宗教団体・日本基督教団の使命に合致するのではないかと思うからである<sup>(10)</sup>。

## 7 おわりに

筆者は、これまで、日本基督教団の教勢を、資金面から考えてきた。教団の教勢は財政面だけではない。ましてや財政的な安定や成長がその目的ではない。財政の安定や成長は、宗教団体としての日本基督教団、日本におけるプロテスタント・キリスト教維持と成長を支える補助輪にすぎない。けれども教団の財政的教勢の現状を明確にすることは教団の「明日への展望」を拓くことへの一助になるのだと確信する。

分析は、入手できる情報をもとに様々な視点から分析していくことが大事だと思われる。本稿はその様々な視点の一つからの分析である。様々な視点からの分析や見解を突き合わせていくことによって「日本基督教団の明日」が拓かれていくことを期待して本稿を終えることにする。

付表 日本基督教団の教勢(2021年3月31日現在)

教区名	教会				教会付属事業			教会担当教師			信徒	礼拝者数	
	第1種	第2種	伝道所	計	幼稚園	保育園	計	正教師	補教師	計	現住陪餐 会員数	日曜 朝拝	教会 学校
北海	22	27	11	60	29	1	30	48	10	58	2,218	1,262	150
奥羽	25	27	5	57	13	8	21	49	6	55	1,424	911	90
東北	41	33	9	83	23	23	46	62	7	69	2,143	1,324	140
関東	71	54	17	142	40	16	56	133	13	146	5,941	3,067	772
東京	120	96	30	246	41	23	64	240	23	263	16,125	6,427	2,383
西東京	50	37	6	93	16	1	17	92	9	101	5,971	2,657	520
神奈川	49	48	9	106	25	3	28	102	16	118	7,544	3,169	631
東海	51	42	1	94	17	7	24	94	4	98	4,019	2,429	386
中部	46	49	8	103	29	6	35	103	6	109	4,501	2,578	540
京都	39	28	9	76	12	18	30	71	21	92	3,084	1,574	374
大阪	71	58	12	141	16	26	42	131	16	147	6,071	3,109	516
兵庫	58	39	14	111	24	10	34	95	13	108	6,182	2,832	820
東中国	23	23	1	47	5	7	12	38	3	41	1,761	976	144
西中国	37	26	4	67	15	3	18	53	4	57	1,667	994	99
四国	21	57	7	85	21	11	32	67	9	76	2,217	1,269	266
九州	43	73	11	127	33	12	45	92	15	107	3,776	2,071	341
沖縄	5	11	12	28	1	5	6	19	2	21	449	325	16
全国総数	772	728	166	1,666	360	180	540	1,489	177	1,666	75,087	36,973	8,188

(出所)『日本基督教団年報』 2022年度版より作成。

(注) 2021年度負担金割当額は100円以下は四捨五入した。

付表（つづき）日本基督教団の教勢（2021年3月31日現在）

教区名	主要収入(単位千円)					主要支出(単位千円)				経常収支	負担金 割当額
	経常収入 計	月定 献金	礼拝 献金	特別 献金	その他	経常支出 計	伝 道 費	教師 謝儀	その他	単位千円	単位千円
北海	307,605	152,632	53,103	86,787	15,083	265,593	6,523	180,423	78,647	42,012	47,000
奥羽	258,706	130,944	41,292	77,278	9,192	203,451	8,038	140,774	54,639	55,255	17,200
東北	341,294	173,563	56,305	95,016	16,410	263,799	14,440	178,654	70,705	77,495	13,203
関東	745,963	396,631	130,570	207,998	10,764	569,979	26,526	388,124	155,329	175,984	41,568
東京	1,967,967	1,010,493	305,838	586,421	65,215	1,437,274	75,502	887,206	474,566	530,693	109,317
西東京	744,421	412,587	111,346	201,663	18,825	521,236	25,514	348,416	147,306	223,185	36,357
神奈川	913,072	499,454	137,324	254,932	21,362	679,056	27,807	450,276	200,973	234,016	47,372
東海	569,056	299,874	103,175	156,485	9,522	437,192	15,123	310,680	111,389	131,864	23,801
中部	658,500	349,875	107,309	189,514	11,802	492,346	22,104	352,444	117,798	166,154	28,414
京都	375,601	197,176	62,707	113,041	2,677	277,418	11,501	193,636	72,281	98,183	28,057
大阪	847,677	435,391	129,591	263,607	19,088	633,971	18,745	440,753	174,473	213,706	45,570
兵庫	795,965	374,523	121,435	234,373	65,634	572,164	30,074	373,847	168,243	223,801	47,936
東中国	249,331	140,346	39,064	68,210	1,711	199,521	10,485	131,319	57,717	49,810	12,193
西中国	278,882	142,076	42,425	84,863	9,518	206,360	9,841	142,755	53,764	72,522	18,151
四国	368,182	180,798	65,447	114,093	7,844	300,369	6,848	233,050	60,471	67,813	19,501
九州	566,230	286,257	88,983	175,599	15,391	422,535	19,449	288,907	114,179	143,695	29,117
沖縄	65,187	30,751	13,210	18,921	2,305	50,122	3,473	30,233	16,416	15,065	3,707
全国総数	10,053,639	5,213,371	1,609,124	2,928,801	302,343	7,532,386	331,990	5,071,497	2,128,899	2,521,253	568,464

(出所)『日本基督教団年報』 2022年度版より作成。

(注) 2021年度負担金割当額は100円以下は四捨五入した。

## 注

- (1) 「宗教法人『日本基督教団』規則」(日本基督教団事務局編 [2022])によれば、「東京都新宿区早稲田二丁目3番18号に置かれた(第2条)宗教法人日本基督教団の「事務所」において「毎年度開始3月までに編成し、責任役員会において、責任役員定数の3分の2以上の議決及び教団総会の議決を経た」(第40条)予算を「毎会計年度終了後3月以内に作成し、会計監査委員の監査を受けた後、責任役員会において、責任役員定数の3分の2以上の議決を経、財産目録を添えて次期教団総会に提出してその承認を受け」た決算である(第44条)。
- (2) 今一つ省かれている重要な経済主体は、銀行や証券会社という「金融機関」である。「金融機関」も「金融商品」の生産者であり「金融サービス」提供者であり、通常の事業法人と同じく、「企業」ではあるが、マクロ経済における重要な役割のゆえに通常の「マクロ経済循環」では、「金融機関」という別の経済主体を設定するのである。したがって、マクロ経済を考えるときは、「企業」、「家計」、「政府」、「金融機関」、「海外」という5つの経済主体間のモノ(財およびサービス)という実物とお金(貨幣、資金)との交換をモデル化して考えていくのである。本稿では、R1、R2、R3の流れによって、銀行や証券会社の存在が考慮されているのである。
- (3) 「政府」と、「家計」を「現役世代」と「高齢世代」とに分けて考慮した経済循環図については、土井(2013)を参照されたい。
- (4) 「海外」との資金移動を考えるのは「国際金融」の課題である。ちなみに「金融」とは「資金融通」を略したものである。
- (5) 鈴木(2013)、(2014)、(2015)、(2016)、土井(2019)、(2020)、(2022)参照。
- (6) 道家氏は、2021年11月17日にも同じ構成の分析を示している(道家(2021))。
- (7) 道家氏は、現住陪餐会員について「2年間で3740名の減少である。単純計算ですと、一年に1870名も減少している。もう少し遡って計算してみないとはっきりしたことは言えないが、減少傾向に歯止めがかかっていないことは間違いない」と言う。『教団年鑑』によると、1990年度末には10万2957名であったものが2016年度末には8万1887名である。この間の年間の減少数で計算すると、教団の現住陪餐会員数がゼロになるのは西暦2117年度末である(土井(2020)表2、p.121参照)。受洗者数については「最も深刻である。回復はまったく見られない。むしろ下がり続けている」と道家氏は言う。大人と小児を合わせた受洗者数は、1990年度の3225名から2016年度は996名にまで下落している(土井[2019]付表参照)。
- (8) 「日本基督教団信仰告白」が制定された第8回教団総会で議決された「生活綱領」の第1項



で次のように述べている。「(われわれは) 教会の秩序を守り、その教えと訓練とに従い、聖日礼拝・祈祷会その他の集会を重んじ、聖餐にあずかり、伝道に励み、時と財と力とをささげて教会の維持発展につくすこと」と。この「生活綱領」を具体的に補足し説明した『信徒必携』は「教会の財政」について以下のように述べている。「教会はこの世の他の諸団体と同じように、社会の中に立っていて、同じ制約の下にある。だから霊的な集団（エクレスシア）であるとはいえ、共同体としての必要な組織を持ちつつこれを維持し、運営していかなければならない。特に牧師、伝道師は全生涯をささげて教会のために尽くしているのだから、その生計を教会が支えなければならない。また何よりまず、教会はその地に与えられた宣教の使命を果たさなければならないが、個々の教会はそれだけで立っているのではなく、その地区、分区、支区、教区、あるいは教団内あって、諸教会との連帯関係にあるのだから、その使命遂行のために、共同責任として負担金、分担金、援助金などを支弁して、宣教の業を広く推し進めていかねばならない。これら一切の費用は献金によってまかなわれるのである。それゆえ、各自は、分に応じて教会の宣教のために献金をすることによって、具体的にその責任を果たさなければならない」（日本基督教団東京教区編（2020）、74頁）。

- (9) 教区への直接の献金が教区の財政状況を支えている四国教区の事例を紹介しておこう。四国教区財務部委員長である長島恵子氏は、別のところで、「四国教区経常会計2023年度予算」の説明において次のように述べている。「四国教区のすべての教会の伝道を進めていくためにささげられた自立連帯献金（2022年度）は（2023年度の経常会計予算）収入の41.3%を占め、教会互助のために用いられます。同献金を経常会計にいったん繰り入れて（教師謝儀支援のために全額）支出することは、教会互助が教区の大切な伝道の業であることを示している」（長島（2023）カッコ内は筆者の補足）、と。長島氏は、自立連帯献金について次のように説明している。「四国教区は教職と信徒による『自立連帯献金』によって互助をまかなうことにしました。「自立連帯献金とは各教会の不足を補うためだけのものではなく、主から与えられた宣教の使命を自覚し、担っていくための献金ある」。「自分の地域の宣教の課題を担うという『自立』の意識と、祈り合い支え合う『連帯』の意識で献金をしていくことを意味しているのです。この互助制度は教師謝儀の援助を行うことにより、教会を応援しています。伝道を進めていくためには牧師を支えることが大切ですから、謝儀を援助することがすなわち教会の伝道の応援になります。」と（長島（2019）、18-19頁）。

- (10) 「宗教法人法」第2条は、「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体である、と規定している。「宗教法人『日本

『基督教団』規則』はその第3条で教団の目的を次のように規定している。すなわち、「この法人は、日本基督教団の教憲、教規で定めるところにより、イエス・キリストの福音を宣べ伝え、教会及び伝道所を設立し、これを包括し、教化の使命を達成するため、伝道文書の発行頒布、財産管理、その他必要な業務及び事業を行うことを目的地とする。」と。イエスの言葉「あなたが行って、すべての民を私の弟子にしなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい。わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる」（『新共同訳聖書』マタイ福音書28章19節・20節）は、しばしば引用される。

## 参考文献

- 土井省悟（1979）、「人間研究の一部としての経済学」、四国学院大学人文学科編『社会科学概論 講義ノート』、11-20頁。
- 土井省悟(1993)、「経済・経済学、経済政策—経済学における価値判断—」、四国学院大学文化学会編『論集』第84号、87-106頁。
- 土井省悟（2011）、「神学と経済学—何が問題か」、日本基督教団四国教区宣教研究会『2010年度伝道研究会報告書』、2-23頁。
- 土井省悟（2013）、「人口構造の変化と社会保障制度改革」四国学院大学文化学会編『論集』第141号（8月31日）1-34頁。
- 土井省悟(2019)、「データで見る我が国の宗教事情と日本基督教団の教勢」、四国学院大学文化学会編『論集』第157号（12月20日）1-47頁。
- 土井省悟(2020)、「日本基督教団の教勢と伝道・財政問題」、四国学院大学文化学会編『論集』159号（11月30日）、117-159頁。
- 土井省悟(2021)、「深谷松男氏の著書から学ぶ日本基督教団の教区」、四国学院大学文化学会編『論集』第161号(11月26日)、1-24頁。
- 土井省悟(2022)、「日本基督教団の教区の教勢比較」、四国学院大学文化学会編『論集』第163号（12月）、43-76頁。
- 土井省悟（2022）「私の若き日々—四国教区青年集会での証—」、『第38回日本基督教団四国教区青年集会報告書—「信仰とお金」』、11-27頁。
- 道家紀一（2022）、「2020年教勢報告（B表）財政報告（C表）から見えてくるコロナ禍の影響」、

- 『教団新報』第4964・65号（2021年12月25日）、第2面。
- 道家紀一（2023）、「2021年教勢報告（B表）財政報告（C表）から見えてくるコロナ禍の影響」、  
『教団新報』第4964・65号（2021年12月25日）、第2面。
- 長島恵子（2019）、「自主献金で成り立つ互助制度：四国の伝道を四国の教会で」、『信徒の友』  
2月号、18-21頁。
- 長島恵子（2023）、「四国教区経常会計2023年度予算」、日本基督教団四国教区『教区だより』第  
147号（6月23日）、第7面。
- 日本基督教団事務局編(2011)『日本基督教団教憲教規および諸規則』、日本基督教団出版局。
- 日本基督教団東京教区編(2020)、『信徒必携 改訂更新版』、日本キリスト教団出版部。
- 信徒の友編集部「データで見る日本基督教団の教勢推移」『信徒の友』2020年7月号、14-15頁。
- 鈴木功男（2013）、「最近の教勢分析から読み取れることⅠ」、日本基督教団伝道推進室『Suisins  
itsu News』NO.2(11月24日)、5頁。
- 鈴木功男（2014）、「最近の教勢分析から読み取れることⅡ」（日本基督教団伝道推進室『Suisins  
itsu News』NO.3(4月20日)、7頁。
- 鈴木功男（2015）、「最近の教勢分析から読み取れることⅢ」（『日本基督教団伝道推進室『Suisi  
nsitsu News』NO.6(11月29日)、7頁。
- 鈴木功男（2016）、「最近の教勢分析から読み取れることⅣ」、（日本基督教団伝道推進室『Suisin  
sitsu News』NO.7(7月3日)、7頁。
- 筒井淳也（2023）、『数字のセンスを磨こうーデータの読み方・活かし方』（光文社新書、1241）。

〔書評論文〕

神保タミ子 (2023) 新装改訂版  
『脱会 今こそ知っておくべき統一協会の実像』  
キリスト新聞社

あいざわいさお

キーワード：統一協会、カルト、脱会

事例研究は、昨今の "evidence-based" という潮流の中で肩身の狭い存在かもしれない。しかし、科学者・実践家モデルという目標を思うとき、無理をしてエビデンスを持って来なくともよいとわたしは考えます。エビデンスのために研究があるわけではありません。尤度 (plausibility) の議論は必要ですが、ひとつの事例の実践は、代表性は宿命的に低くなります。しかし、その個別性自体が事例研究で保護しなければならないことなのです。なぜなら、そこに相手があるからです。相手に唯一無二の存在性をみるからこそ、心理実践は可能となります。

数値等で表現されるエビデンスを事例研究に求めること自体は正しいと考えます。しかし、実践家が強迫的になることは好ましくないと思うのです。今回書評の対象とする本は、統一協会(註)から脱会する女性を支援することを中心に上げています。この事例をすべての脱会支援に当てはめることはできません。しかし、その支援・救出を報告・考察した実践は評価しておく必要があります。

本稿は、当初「書評」の形で記しておこうと思いましたが、上述した事例研究の必要性を議論するためにも、また、脱会の事例を記した類書が少ないことも含め、必要なことを述べておきたいと考えました。したがって、形式としては書評論文となります。

本書を著した神保タミ子氏を含め、人名には敬称を用いません。ただし、当事者は「佐藤さん」（仮名）と文中で呼ばれていますので、そのまま佐藤さんと記します。

## 1 本書の構成

本書は、統一協会の信者となった、ひとりの女性の救出劇が描かれています。佐藤さん（仮名）という女性がカルトに取り込まれる過程と、その救出に向けた、著者神保タミ子たちの支援活動を中心に記しています。支援活動と単純に言ってしまうと、支援者を中心に据えたものだと誤解が生じます。正確には、佐藤さんと支援者たちの、佐藤さん脱会までの動きがまとめられています。佐藤さんの心理、支援者たちの心理や救出に向かっての入念な準備、専門家による学びについても記されています。以下、本節では、（１）属性と（２）章立て、については、本書に沿って記します。（３）著者について紹介したいと思います。本書の紹介を以上のようにして、その後（４）脱会・救出という事例の報告について考察し、本書の意味を考えたいと思います。

### （１）属性

本書の属性は、ISBN978-4-87395-820-0、四六判・並製・216頁、定価1,650円（本体1,500円＋税）。価格は2013年4月の時点のものです。また、本書は、新装改訂版であり、最初の出版は2001年12月のことです。書名は副題なしの『脱会』、ISBN4-411-00341-4、駿河台出版社から出版されました。両者に章立てに変更はありません。

### （２）章立て

章立ては次のとおりです。

序章 人はどのようにしてカルトに関わりを持つようになるのか

第一章 統一協会信者の心の軌跡

第二章 統一協会信者と家族の心の葛藤

第三章 救出の準備

## 第四章 救出カウンセリング

### 終章 これまでの流れを振り返って

各章の内容について詳説することはしません。本書評はわたしの捉え方が反映されたものですので、内容については、読み手に委ねるのが正しいと思うからです。というのも、わたしの専門である心理学の講義であれば、例えば、ある仮説なり理論なりをパラフレイズすることは、受講者の理解を高めるためにも、とくに初学者の場合、そのような手ほどきが必要でしょう。本書は、理論や仮説ではなく、ジャーナリスティックな点ではドキュメンタリに、臨床心理学的な見地からは、類例の少ない事例報告といえます。同時に、著者の心の動きや支援者たちのそれを表現してもあります。とくに、著者の自宅で展開された救出カウンセリングは、当事者やその家族を支援する活動やカルトの問題に関心を寄せ、解決を求める読者には、一字一句読んでほしいと願うものです。

## 序章 人はどのようにしてカルトに関わりを持つようになるのか

著者は序章で次のように解説します (pp.8-9)。

カルト問題は多くのひとにとって自分とは関係のないことで、自分はカルトに引き込まれることはないと思っています。

ひとりの女性がカルトに引き込まれ、「脱会に至るまでの経過を共に歩む」体験を分析し、「カルトに関する典型的な一事例であることが判明した」として、この事例を紹介することを通じて、「カルトに対する防衛力を養うための手がかり」を示したいとしています。

## 第一章 統一協会信者の心の軌跡

丘の上キリスト教会（仮名）に通う筆者と佐藤さんが当番の教会清掃をするために集まります。佐藤さんは教会を去ると告げます。その理由は結局自分から出ていくのではなく、統一協会に佐藤さんが入ったことを知った役員会が佐藤さんを除籍にするだろうと伝えられます。筆者は、ここで「佐藤さんの問題から手を引いたら、自分自身の信仰を自分で否定することになる」(p.19) と思い、統一協会と闘う決意をします。

筆者は夫とともに、統一協会や救出に関する文献を探します。その過程で荻窪栄光教会の小岩裕一牧師と出会います。この出会いから約1年半後に佐藤さんは統一協会を脱会することになります。

小岩牧師は、救出カウンセラーも担う、プロテスタントのキリスト教会の教師です。著者は同救出カウンセラーから助言されます。カルト問題が家族の問題であることを告げられ、家族に無断でことを進めることができないと知ります。

佐藤さんと統一協会との関わりは、3年少々前の1991年だと本人は受け止めていたが、それより6年前に統一協会による働きかけが始まっていたといえます。佐藤さんの場合は、佐藤さんの家に定期的に入出入りしていた、配置業の人物が統一協会に手引きしました。

著者は、佐藤さんの話から、「生活の変化」(p.25) つまり心理学で指摘されるとおり、人生のイベントの際にカルトに誘われやすいという指摘をしています。加えて、学生や新入社員の場合をまとめています (pp.26-28)。

統一協会の勧誘の仕方については (pp.28-33)、第1段階～3段階というフェーズを導き出して示しています。また、統一協会の「経済活動」の例として、佐藤さんの事例として第1～5段階を示します。この中で佐藤さんはかなり高額な翡翠のペンダントを購入することになります。それはこの5段階に購買させる手立てとしてやり口が書かれています。

誘い込む手口と誘われる側の問題点を、①秘密の始まり－②家系図占い－③家系図占いからビデオセンターへ、と3つの過程を経て、霊能師が現れます。霊能師は家族や先祖が救われるためになにをしなければならぬかを繰り返し説きます。「世界基督教統一神霊協会」が接近していたのだと知らされます。

そして、ついには、佐藤さんはこれまで通っていた丘の上キリスト教会を除籍になってしまいます。

## 第二章 統一協会信者と家族の心の葛藤

著者は、佐藤さんが統一協会に取り込まれてしまったことを佐藤さんの夫に伝える必要を感じました。また、多くの関係文献が早期に知らせる必要を勧めていたこともありました。しかし、著者がいうには、どう伝えるかによってもその先行きに影響を与えることがある。しかも、佐藤さんとの関係性が決して長い友人関係があったわけでもない、つい最近知り合ったばかりだということもあります。

佐藤さんの夫は、定年退職後3年が経過し、仕事から離れて自由にさまざまな活動に勤しんでいたようです。そんな夫にいきなり妻が統一協会に入ったと伝えるのは大きなショックを与えることになります。

著者は、佐藤さん宅には趣味を通じてこれまで何っていて、佐藤さんの夫と著者とは面識があり、その後は夫妻を著者宅に招いて食事をしたり、2組の夫婦で八ヶ岳などヘロング・ドライブをしにいたり家族ぐるみのお付き合いをしました。

支援者としての著者夫婦は、夫にどう伝えたものかを次のように計画しました。というのも、佐藤さん本人のいる場で伝えることは結局夫の判断を左右してしまうかもしれないと思ったからのようです。八ヶ岳で二組の夫婦が昼食を摂っている時に、「じつは、佐藤さんは統一協会の信仰を持ったようです」と話題にするようなことを憚ったというのです。もしも夫が「家内の信仰のことは家内の自由ですから」(p.66)と軽く受け止められても困る、その瞬間佐藤さんの問題から「手を引かなければならない」(同頁)として、なんとしても、佐藤さんの夫だけに伝えて、事の重大さを理解してもらわなければならないと考えました。

その夫は、高校時代に自由詩コンクール入選の経験があったそうです。その雑誌を著者夫婦が協力して探すとして、実際に明治学院大学附属高校図書館に依頼し、やがて発見に至ります。そして、その詩をコピーして書き手に渡す機会を得ます。

佐藤さんの夫を大学に招待しようという計画を立て、今度は著者の夫である



神保信一が理由をつけて呼び出すことにしました。そして、研究室で小岩牧師を交え、佐藤さんの夫－著者－牧師－著者の夫の四人が合流します。そこで佐藤さんの統一協会メンバーになっている現在までの経緯を伝えます。そして、専門家である小岩牧師が佐藤さんの夫に救出の必要と、どうしたらよいか、どう考えるのか、そして、以下に引用しますように、「してはならないこと」と「すべきこと」(p.75)を明確に伝え切りました。個人的なことをいうと、同牧師の6つの指針については、最初の出版のときも参考になりました。家族が統一協会に取り込まれた事例の相談を受けつつあった書評者には、なんらこうした準備がなかったのですから、ありがたいことでした。

### A してはならないこと

- ①本人を絶対に責めないこと
- ②誰から聞いたのかを今は伝えないこと
- ③荻窪栄光教会のことを今は伝えないこと

### B すべきこと

- ①統一協会の歴史、教理と、信者の心理状態を知ること
- ②脱会した元信者の体験談を聞くこと
- ③統一協会に関する本を読むこと

佐藤さんの夫に最初に妻が統一協会に入って活動していることを伝えたのは1995年11月29日とあります(p.69)。その後翌月12月11日に電話があり、著者は佐藤さんの夫を近くまで車で迎えにいきます。そして、車中では、妻が統一協会のことを「白状」したと表現しましたが、これは詰問した結果だったようです。「三日がかりで責め立て」(p.82)た結果でした。この夫は、「してはならないこと」を理解していなかったわけではなく、「自分の妻に秘密にされていたことが許せなかった」(同頁)ということでした。

著者は、こうした家族の失敗を「カルトから家族を助け出したいと思っている人々のほとんどが経験するものであり、ほとんどの人が第一番に犯す失敗」(p.83)と指摘します。そして、「ご主人がこの時味わった屈辱感や苦悩に、ほとんど思

いが至っていませんでした」(同頁)と記しています。これは、そのまま、支援者が前もって気をつけておくことなのだと読み手として教えられました。

後日(佐藤さんの夫が妻を詰問したと話してから3日目)、今度は佐藤さん自身が著者に連絡します。統一協会信仰を夫に知られてしまったというわけです。著者は自分が段取りをつけて話したことが発覚したのかもしれないと心配になります。当の佐藤さん自身は「共産党のスパイが統一協会の内部に入り込んでいて、主人に密告したのかしら」と、探りをいれるような、あるいは、じっさいにそのように思い込んでいるか不明な状況でした。

この頃には、佐藤さんはすっかり統一協会の一員になり、文鮮明のいう「血統転換」を待ち望んでいる様子でした。「血統転換というのは罪に汚れたこの世のメシア(救い主)として降臨した文鮮明が合わせてくれた相手と結婚することによって、血を清められ、その家族が神の一族に帰られることを言うのですが、既婚の信者への救済策として、既成祝福という手段が講じられています。これは既婚の男女が夫婦で合同結婚式に参加して、文鮮明の祝福を受けることによって、血統転換したとみなされる」(p.86)という教理です。

佐藤さんは著者に、夫から詰問されたことを統一協会関係者(協会長)に伝えたところ、協会長から

「逆らわないようにすること」、

「自由意志で買い物をしたのだから、訴訟を起こしても彼が負けると答えること」

と入念な指示がなされました(p.87)。佐藤さんはすでに1991年には統一協会のビデオセンターのコースを修了し、多額の献金をした後、統一協会員になっていました。以来ずっと統一協会にはこの間4年逐一報告を続けていたようです。

佐藤さんはマインドコントロールによって人格を変えられてはいるけれど、本来の人格がすっかり失われているわけではない。これは元信者が同じように言うようです。ただし、マインドコントロールによって文鮮明の側にいる者たち以外はすべてサタン側にいることになる、というものの見方をする(p.89)。このあたりのことは、著者は元信者の経験で導いた内容ですから、理屈でいえば、「本来の人格」にもどるように支援することがひとつ見えてくるでしょう。

ただし、夫とのやり取りで、佐藤さんは、「自分がサタンの側に引きずり込まれても抵抗することができない、統一協会信仰を捨てるようにと迫られる時、…(中略、書評者)一族もろとも自分も地獄に引きずり込まれるような恐れを感じるのだそうです」(p.91)という状況にありました。これがここでいう、カルトにマインドコントロールされたひとの葛藤の内容なのでしょう。

このあと、著者は、「八紘一字」の状況つまり「現人神」信仰の状況下における、青年たちの心情との類似を指摘します。このことについては、わたしの考察として後述します。

この章では、最後に佐藤さんが著者に渡した手紙が引用され、これについて、小岩牧師の解釈が付されています。この部分は本書に当たっていただきたいと思いますが、正直にいうと、専門家としての小岩牧師のような導き手の存在が大きいのと思われまます。

### 第三章 救出の準備

佐藤さんの統一協会入信の打ち明け話を聴いてから半年、著者は夫の神保信一と手分けして救出する方法を探しました。夫・信一は毎週荻窪栄光教会に通い、「救出準備の相談会」に出席し、著者は丘の上キリスト教会に留まり、教会として佐藤さんの理解をするよう働きかけます。同教会は、教会として佐藤さんへの配慮が不適切だったことを理解するようになりました。佐藤さんの夫は、神保信一とともに荻窪栄光教会に通い、妻を救出するための学習を始めます。

わたしは、いくつも驚かされることがあります。そのうち感嘆するのは、神保信一<sup>(注1)</sup>という人物の信仰です。かれが多忙であることも、心理学という領域で多くが認めるポジションにいることも知っていました。そのかれがというのではありませんが、その真っ直ぐにイエスに従う姿勢には学ぶことが多いと思うのです。このときかれは今のわたしと同一年です。この夫妻の信仰をどう表現して良いかわかりません。しかし、ひとりの教会員がカルトに捕らわれ、救い出すための活動は、心理学の実践を超えた次元であることは確かです。キリスト教主義教育でかれと巡り会えたことをわたしは幸運と思うと同時に、誇りに思います。このような信仰者の教育を受けることができ、同じく心理学の仕事をしている立場

として、かれの存在そしてその妻である著者は自分たちの少し前を歩いてくれていたのだと思います。

本章で、著者の眼差しがもっとも現れた一文を引いておきます。

もしもこの時佐藤さんのご主人が、佐藤さんを見捨てるとか離婚するなどと言っていたら、おそらく私は憤慨のあまり勝手にしてくださいと言って、踵を返して立ち去ったことでしょう。私が最後まで佐藤さんを見捨てることができなかった理由は、正直のところ、いくら考えても未だによく分からないのですが、ただひとつだけはっきりと言えることは、これほど辛い日々を過ごしながら、佐藤さんのご主人が一度も佐藤さんを見捨てるとは言わなかったことです。(p.137)

この一文は、わたしには、著者が佐藤さんとその夫に贈った、信仰に発する言葉なのだと思えてならないのです。佐藤さんご夫妻はどう感じたのでしょうか。

## 第四章 救出カウンセリング

もうあなたたちにお金がないことは分かっているから、知り合いの人から借金をして捧げなさい。そのお金の返済ができないなどと心配する必要はないのです。なぜならお金を貸した人は知らずに天に宝を積んだことになるのだから、あなた方は感謝される時が来るのだから (p.140)

第4章は1996年10月に佐藤さんが著者に上のように打ち明けたところから始まります。これは協会長(統一協会)が佐藤さんに言った言葉です。これに対して、佐藤さんは著者に疑問を口にします。

著者は、夫の神保信一に「統一協会の問題点を一緒に検討」(p.141)するために佐藤さんを自宅に泊めたいと願い出ました。夫は即座に了解しました。小岩牧師は提案します。

どうしても統一協会とのパイプを一旦は切らなければならないのです。そ

れも、強制的にするのでは意味がありません。佐藤さん自身が、自分の生涯のために是非とも必要なことだから、この際敢えてそうしよう、と思うところまで、一気に決心を固めなければなりません。(p.141)

同牧師はこのように応答しました。

佐藤さんは聖公会で洗礼を受けました。その聖公会のイベントがちょうどその頃予定されていて、著者はその会に誘ったのでした。そして、そのイベントの流れでその日は著者宅で過ごしましょうと提案し、佐藤さんと著者は著者の自宅へ行きます。文鮮明の長男が妊娠中の妻に暴力を振るい、アメリカで逮捕されたニュースがまさに流れたときでもありました。

小岩牧師の来訪・合流を佐藤さんが承諾します。そして、統一協会が本当に正しいか否かを徹底的に学ぶことにします。そして、著者宅での学びの時間が始まります。1996年11月25日のことです。丘の上キリスト教会の協力者はさまざまな事情で全員が協力を辞退していました。佐藤さんには統一協会との連絡を遮断することを約束し、著者宅で著者夫妻と佐藤さんの3人の共同生活が始まります。

小岩牧師との勉強会がそして始まることになります。著者は「との」と書き、「による」とは記しません。勉強の主体がみなそれぞれ平等なのだという思いの頭れだと思います。著者は、このあとに続く、佐藤さんの心の変化を捉えて記しています。ここでは触れませんが、カルト脱会時の心の有り様とある種の苦悶が記されています。そして、統一協会の問題について気がつく、佐藤さんが今度は退行するようになったことが語られます。いわゆる「幼児返り」です。幼児早期に起きる、例えば後追いなどが見られました。

佐藤さんは問題と向き合い切れずに、走行する車に飛び込む自死を考えます。しかし、踏みとどまります。

もし私たちが自分の罪を告白するなら、神は真実で正しい方ですから、その罪を赦し、私たちをすべての不義からきよめてくださいます(ヨハネの手紙第一,1:9)

佐藤さんはこの聖句が「胸の中にゆっくりと広がってきた」(p.168)とあります。

同時に、「統一協会の教理には、悔い改めと赦しと恩籠」が欠如していること(同頁)に気づきます。

本章は、この後、「親族の理解」、「再適応への歩み」と続き、「帰宅、そして脱会」と結びます。じつに、68日が経過していました。

山口広弁護士の力添えがあり、民事訴訟も示談(勝訴的示談)で決着しています。被害総額1,900万円のうち、1,400万円が返却されました(p.186)。

## 終章 これまでの流れを振り返って

この章では、佐藤さんが統一協会を脱会する過程を整理して述べています。気付かされるのは、著者たちの助け・支援はあったものの、脱会は自らが納得してそこから出る行動だということです。著者は、「佐藤さんの心の鍵は中側から外れました」(p.191)と記します。さらに、佐藤さんは自ら裁判を受ける決意を述べるのです。著者はこの経験から、

統一協会の束縛から家族その他の人を解放したいと望むならば、静かな場所を用意して、安心して自分の頭でゆっくり考えることのできる環境を整えることが必要です。(p.193)

と語ります。

続けて、小岩牧師の役割の重要さを示します。キリスト教を学び、きちんと理解している存在で、カルトの行動や教理を知り、その問題から被害者を救出してきた人物です。また、筆者は、時にはカウンセラーや精神科医師の援助も必要だと述べます。これは予後も含めてのことだと言います。

個人的に著者宅を訪れたことのある書評者としては、この場所がひとりの、そして、その夫を含めたひとたちの人生を立て直す、時間と場所と、そして、なにより、寄り添う支援者である著者夫妻等が過ごされたのだと、感慨深い思いを抱きます。月並みな表現ですが、そのように感じます。失礼を承知で申し上げます、とくにカウンセリングや相談や勉強に適した、そのようにあつらえられたところではなく、普通のお宅です。

### (3) 著者

本書は、奥付に著者の簡単な紹介が掲載されています。次のとおりです。

神保タミ子 じんぼ・たみこ 1935年横浜生まれ。東洋英和女学院短期大学英文科卒業。1958～60年、横浜YMCA外国語講師。著書『生きている喜び——認知症と脳卒中を患った夫とともに』（2013年、幻冬舎ルネッサンス）。日本イエス・キリスト教団荻窪栄光教会会員。

著者は、現在上の紹介にあるとおりの教会所属のキリスト者です。2018年に亡くなった、お連れ合いの神保信一も同様にキリスト者で、学生時代に同氏に学んだ者たちの一部はそのキリスト者としての誠実さを手本にしてきました。ここで個人的関係を記すのは不適切かもしれません。しかし、そのことに触れないことも問題です。知り合いの本だから取り上げたわけではありません。2001年の初版を読み、当時わたしもカルト問題の相談を受けており、参考としました。結局専門家にリファーすることにしましたが、それは最初のこの本にもあるとおり、脱会を支援する牧師や弁護士と連携して相談することができないと判断したからです。著者との共通性は、心理学とキリスト者であることです。自分がどうカルトと向き合うのがいいか。その手がかりを欲していたのです。

### (4) 脱会・救出という事例の報告

事例の記録を進めるとき、多くは、1回ずつの面接の記録に基づくのが通例です。たとえば、10回のセッションがあれば、原則10回の記録があるわけです。さらに、これらを本書のような形式にまとめる際に、最もプリミティブなやり方は回数毎を記していくことでしょう。本書は、終章の「まとめ・振り返り」部分を除くと4つの部分から成る、時系列の記録とこれにまつわる出来事や心の動きを著した構成で進めています。

各々のセッションを一続きの物語（ストーリー）に見立て、あるいは、終結（ここでは、脱会・救出）までの流れとし、それを重要な部分部分に分割し、クライアントの変化なり解決過程なりをまとめていくのが本書で採られている方式です。著者は、どうしてこのような区切りとしたのでしょうか。

この脱会・救出のドキュメンタリは、第4章の「救出カウンセリング」と名づけられたまとまり、著者の自宅での時間がなければ、そして、脱会＝救出というアウトカムがなかったとすれば、この章以前の関わりは読者にはなかなか受け入れるのに努力の要る流れです。結局救出できなかったという結末もとうぜん起こりうるわけです。こう考えると、読者はある種のハッピーエンドの予感を持ち、読み進めるわけです。しかし、どうでしょう。著者も佐藤さん本人も脱会という結果がわかっていただけではありません。

このことは、実践家 (practitioner) が事例を引き受け、進めていくうえで大切なことなのです。支援者は報われる保障がありません。支援者自身もうまくいくことは思い描けても、じっさい成功するか否かはわからないのです。だから、読み方は、一種の冒険譚のそれではない、かりに、第4章がなくても、それを受け入れる覚悟なり、責任なりを引き受けることが要請されるのです。

心理臨床の実践・実務とはこのような性質のもので、著者は、この点で、当時明治学院大学の教授であった、配偶者の神保信一<sup>(注2)</sup>の仕事に触れてきました。加えて、じつはここが肝要なのですが、著者自身のキリスト者としての覚悟あるいは使命がこの支援活動そして著者を支えています。著者はじつに心を開いて、心理学や牧会そして脱会・救出の専門家に必要なことは教えてもらい、配偶者をも味方につけていきます。ある種の多重関係ともいえる事態ではありますが、ひとは人間関係ではっきりと線引きできるほど多重とは言えません。むしろ、わたしたちは多層なのだと思います。関係が多重というだけなら、単純に職業的な線引きができますが、「わたし」というものは、人間関係上はそれぞれ多層的に成り立っています。

この観点からいえば、多層な関係性は否定しきれるものではなく、それを認めることはしておく必要がありそうだと思います。一方で、それが利益誘導や力関係という面が強調される場合、禁忌行為となるわけです。倫理的な問題というよりも、刑法上の問題になりましょう。多層な関係という点で著者の活動は、

- 同じ教会の教会員である種の友人関係がある
- 脱会・救出の支援をしている
- 信仰上の使命で動いている



の3つで少なくとも多層な状況にあります。ただし、著者は職業として心理士(師)ではありませんから、心理臨床上の多重関係の縛りは受けません。受けませんが、その活動は多く心理学に支えられてもおります。仮に、著者が公認心理師であったとすれば、契約関係がない以上法的な問題はなさそうに思われますが、心理師のわたしと、友人のわたしは、多層的になります。この場合、狭義には多重関係に当たるとみる向きもありましょう。人助けの行為だという観点から、著者の活動はもちろん認められるのだと思います。しかし、人助けか否かについては、支援の始まる時期には、当事者本人はそれでいいと思っているわけですから、余計な行為という反論も可能です。したがって、支援開始期に、その目的である脱会と支援活動は秘匿しているわけです。

現在公認心理師法には、こうした秘匿した目的・活動を評価する明確な条項はありません。仮に心理師が著者の立場やその援助をする立場にいる場合、どう考えればいいのでしょうか。このことは今後考えておく必要があると思います。わたしは、秘密保持義務でときおり話題になる内容とよく似ていると考えます。つまり、クライアントの安全と被害防止・救済を目的とする場合、この鍵は外されるのだと思います。

著者の活動は、信仰上の使命によるものです。これは、キリスト教の教義を曲解した対象についての戦いであると著者は考えています。信仰に生きる、というのは容易ですが、著者の決意は行動となり、佐藤さんは脱会しました。この結果は予測できるものではありません。成功するとわかっているわけではありません。ただ著者は佐藤さんを救い出したい、そのために誤った教義にも立ち向かうことになりました。

神保タミ子は、その別著『生きている喜び——認知症と脳卒中を患った夫とともに』(2013年、幻冬舎ルネッサンス)を通じてもわかるとおり、与えられた状況に信仰生活のなかで誠実に応答しようと心がける人物です。馴れ初めは存じ上げません。このように配偶者に寄り添うこと、そして、教会で知り合った佐藤さんが統一協会から脱会するために寄り添ったこと、これらは果たして同じ根つまり信仰の根から出る幹であり、枝であり、葉だと感じ取れるのです。聖書に従った生活がこのように知られるとき、同じ信仰を持つ者はキリスト・イエスをそこに見ます。それが同じように自分にできるかできないかという次元ではありません

ん。その生活から信仰的な穏やかさを知るわけです。本書は、この点で事例検討の形式を踏襲しつつ、まったく次元の違う、信仰者として誤った教理との戦いとイエスへの従順<sup>(注3)</sup>に貫かれ、支えられています。

2017年に国資格として始まった公認心理師は、その資格保持者たちが集まり、現在「職能集団」を自称するようになって来ました。そう、それは、ギルドのように、資本主義社会における、ある種の排他性を維持しつつ、その職能による賃金を得る試みです。つまり、心理職はあくまで労働の形態を採っていて、だから、本書のような脱会を支援することは職業的な活動ではないのです。心理師がプロボノでおこなう活動はあくまで労働ですから、これも当てはまりません。ただし、著者その他の支援者たちの「職能」は高度です。脱会後は民事訴訟に舞台が移り、これは弁護士が職業的に支えているわけです。支援活動部分は高度に訓練された心理支援者のコンピテンシーが要求されますが、同時にキリスト教の現代の活動でもあります。つまり、キリスト教信仰に根差した、現代社会における、諸活動を理論的に支える実践神学が準備されていなければなりません。それは、研究室で思考されるだけではなく、秀でた神学実践者たちが牧会等を通じて伝達する必要があります。

おそらくこの点で、しかし、キリスト者でなかった場合は、キリスト教会は救出をおこなわないのか、といった疑問あるいは当然の反問がなされることになります。このことについては、福音がキリスト者のみのものなのかという主題が立ちます。

これはわたし自身の、個人的な考えです。イエスは、キリスト者と非キリスト者を分け隔てはしなかった。なにより、イエス自身は磔刑のそのときまでがユダヤ教徒でした。復活の朝もイエスは「キリスト教」に触れてはいません。イエスの福音は、教会に通わずとも、聖書を読まなくとも、届けられるものです<sup>(注4)</sup>。そうわたしには思われるのです。そもそも聖書を「読む」行為は、リテラシーと聖書を手に取れることが前提なのです。世界中の多くのひとが聖書を手にして読んでいますが、禁じられている場所もあります。また、字が読めないひとたちもいるわけです。わたしたちが年齢を重ね、あるいは他の原因から認知症が進んでいく場合、それまで読めていた聖書は読めなくなる場合があります。そういう場合、福音が届いていないと考えるのは、誤りです。むしろ、この社会で辛い思いをし、

蔑まれ、虐げられている、そういうひとたちにこそ、イエスは近くに来てくれるように思います。

## 2 カルトとわたしたち

### (1) カルトの活動

カルトの活動は、日本のみならず世界中で問題となっています。残念なことです。予防も被害者の救済も困難な状況にあります。わたしたちは、自分はカルトに騙されるようなことはない。カルトに引っかかるのは、隙のあるひとたちや「霊能者・力」といった超能力のようなものに惹かれるひとたちだ、といったカルトに取り込まれるひとたちを、自分たちとは異なるタイプだと思いがちです。

キリスト教主義教育の大学にわたしは学びました。その大学でもカルト活動は活発におこなわれていました。カルトは至るところで活動しています。それはキリスト教主義の学校やキリスト教会においても例外ではありません。むしろ、キリスト教によって建てられた場におけるカルトの活動は盛んにおこなわれている印象があります。キリスト教関係の場を目標とするのがカルトの特徴のひとつといえます。

書評をしようと思っているわたしの、勤務先はキリスト教主義大学で、わたしもキリスト者です。心理学を専門とし、スクールカウンセラー（SC）や県教委の専門家チームや巡回相談員といった実践家としても長く活動してきました。SCとして勤務した時期には、来談した保護者にカルトのトラクトを渡されかけたことがあります。家族がカルトに入会したことで相談を受けたこともあります。

あらゆる場でカルト活動はおこなわれています。自分だけは大丈夫、カルトには騙されないというひとたちも取り込まれているようです。カルトが会員を集める、大きな理由は集金です。入会すると、献金と称する集金を繰り返し求められます。NHKが「旧統一教会 返金の請求額 "総額35億円余に" 元信者の弁護団」との見出しで報じたところによると、<sup>(注5)</sup>109人が35億円余を請求する民事訴訟の例があります。平均すると、ひとり当たりの請求額は3,200万円余です。極めて多額の被害があったとの主張です。他の例は引きませんが、カルト活動が集金目当てであることがわかります。こうしたニュースを目にすると、わたしたちは、なぜそのような被害に遭うようなことになったのか不思議に思います。本書は、そ

のように高を括っている、わたしたちも決して例外とはいえないと教えてくれます。それは地下鉄サリン事件等を起こした、カルト集団である、オウム真理教の信者たちにはじつにさまざまなタイプがいたという事実からも明らかです。「騙されやすい」から教祖に帰依したのだという推論は、事実を無視しています。わたしたちの多くは、むしろ取り込まれることが多いのだと自覚することが予防的には有効なのだと思います。

## (2) 宗教とカルト

「世界基督教統一神霊協会」(統一協会)を巡る書籍は、これまで数多く刊行され、ジャーナリズムの対象ともなってきました。その多くは、資金集めの問題を中心に取り上げてきました。そして、問題のある集金による被害の実態や被害の内容として、財産上の被害のみならず、被害者家族やその人間関係の崩壊を取り上げています。また、そのような批判や反対、被害者による訴訟に対する、統一協会の不誠実な態度を重ねて糾弾しました。さらには、政治との癒着や統一協会の会員に養育されたこどもたちの被害についても伝えているところです。

しかし、こうしたジャーナリズムの関心は、急速に薄れていきました。その間もキリスト教会の多くは、カルト集団との差異を訴えてはいました。残念ながら、この正当性の主張は、少なくとも日本社会では伝わっていません。各個教会の発行する週報には「統一協会やエホバの証人、モルモン教とは一切関係ありません」といった主旨の一文がたいい記載されています。これら教会のうち、どの程度の教会がなぜそのような記載をするかについて教会内でまともに取り上げているのかも疑問です。関係ないと訴えるのはいいが、その結論部分を記すのみで、なぜ違うか、どう異なるのかについて向き合う姿勢に欠けるのはなぜだろうかとしばしば疑問を感じてきました。教会でひとたび教会員が統一協会の会員になると、多くの場合は、それは個人の問題、場合によっては信教の自由を理由として、自分たちとの間には決定的な違いがあるのだと、問題の本質に触れずにいるわけです。

社会的な認識としても、カルトもいっしょくたして「宗教」という括り方をしがちであり、宗教は怖いものだとして問題からは目を逸らしています。宗教といえば、社会科で学ぶ「世界三大宗教」、仏教、キリスト教、イスラム教、と宗教

の名前は覚えるが、それぞれにどのような信仰があるのかは授業では取り上げません。また、こうした信者の数の多い宗教以外にもさまざまな宗教や信仰のあることは触れられもしません。

わたしたちは、敗戦後も含め、宗教とはなにかについてじっくり考える・感じる・話し合う、ときに議論し、ときに分かち合う、受け入れ合うことを取ってきけなかったのかもしれませんが。あるいは、宗教というテーマは禁忌事項といわんばかりの、明示されない共通見解があるのかもしれませんが。だから、日本で自分はキリスト者であると表明すると、距離を置かれることさえあります。それは、単に日本におけるキリスト者の割合が1%に満たないといった、少数派忌避とは本質的には異なります。距離を置くひとたちが仏教徒を表明するのなら多数派-少数派といった対置が明確です。しかし、わたしは一部の例外を除いて、自分が信仰を前提で行動する例を知りません。いっぽうで、自分は「無神論」だと主張するひとたちを知っています。なるほど、宗教は自分の人生においてなんら価値のないものだとの主張は理解するところです。価値や利益（ご利益）が得られるか否かが、では、信仰の動機なのでしょうか。先祖の悪行が祟っているから、それを取り除く、除霊する、そのためには、「献金」が必要との理屈はどこか無神論の論旨と似ています。悪いことが繰り返し発生し、人生がどん詰まりの状況となったとき、そういう状況にあると、お祓いをする例や、祈祷師を呼び、数十万円を支払う例もあります。お祓いや祈祷は具体的な行為です。

こうした問題の難しさ、あるいは、厄介さというべきかもしれませんが、それは、宗教についての認識なり感覚がまちまちで、このことについて多くがじっさいには避ける話題でもあるからです。わたしは、日本におけるこうした宗教についての共通認識がないこと、そして、信仰の話題が禁忌とされる感情的な状況が背景にあると考えています。しばしばいわれるように、広く世界では、宗教と政治の話題はタブーということとおそらく同じなのでしょう。

では、宗教とはなにか。そもそもそれぞれの宗教の共通項目はあるのだろうかという疑問が生じます。日本国憲法第20条には次のとおり、信教の自由が規定されています。

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国

から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

この3項目には宗教の定義がありません。信教つまり個人がなにを信ずるかは自由であり、この自由は参加しないことも同時に意味しています。また、ここでは政教分離の考えも規定されています(第1項と3項)。個人がなにを信ずるかは自由ですし、信じない自由もある。しかし、その信じる対象についての規定はありません。宗教の定義を国がおこなうというのは、適正ではありません。そこで、その宗教はなにかということ、個人に預ける形を採っているとわたしは考えます。いっぽうで、日本における宗教の話題が忌避されるのは、明治憲法下において天皇が神聖不可侵の存在であったところ、敗戦後の日本国憲法では神格性の否定、不敬罪廃止、天皇が神の子孫であるという特別視の態度はない、とった態度変容の記憶があるかもしれません。<sup>(注6)</sup> 天皇が天照大神の系譜であるとする神話あるいは国史をいわゆる「人間宣言」では否定していませんが、自身を昭和天皇は「現人神ではない」と宣言したわけです。

わたしは、戦後の小学校に学びましたが、担任教員に「先生、昭和の次は何ですか？」と質問した経験があります。するとその担任は血相を変え、わたしの頬を平手で殴りました。その勢いでわたしは吹っ飛びました。帰宅後母にこの一件を伝えると、「不敬罪」について教えてくれました。時代が時代なら、「お前は捕まっていた」というのです。小学生だったわたしはただただ恐ろしかったのを覚えています。その後すぐに、自分がおとなになる扉を開けてしまったことに気がつきました。自由に質問して殴られるという理不尽な出来事をどう受け止めればいいのか、こどもの理解や受容性にはそもそも無理な話ですが、こどもっぽく過ぎていれば許されるなんてことはないのだと、迫られるイベントでした。

程度は不明ですが、日本は暗黙にこのような理不尽を抱えながらこれまで来てしまっているのでしょう。この国はもしかすると、宗教や信仰について向き合って考えるチャンスを失ってしまったのだと思うのです。それだけ、明示的に教えられないことのない、この内包された理不尽さは不可侵で強大なのです。

### (3) 信仰とカルト

著者は「ムード・クリスチャン」と呼んでいます。旧新約聖書を読まずに、聖書の断片やキリスト教会の礼拝等で耳にした言葉によって、洗礼を受けキリスト者となったひとたちを指しています。著者は洗礼を受ける準備をきちんとし、聖書をしっかり読むことを勧めています。そうでないと、統一協会だけではなく、隙だらけで他のカルトの的になりやすいのだとの指摘と言えます。著者の考えは間違っているとは思いませんし、正論といえます。しかし、キリスト教が「聖書をきちんと読んだ」ひとたちだけのものというのは、書評者とは考えが少し異なります。これは、キリスト教信仰の核心に関わることでしょう。つまり、福音はキリスト者だけのものかという問いかけにキリスト者が常にそこに選別なり一線を引くなりして、洗礼を受けた者のみに福音があるのだとするのは誤りだと思うのです。著者の思いはもちろん正論で、聖書の学びを続けることは大切であります。この議論は、ここで続けるのではなく、きっと別のまとまった場が必要でしょう。ただ、しっかり聖書を読み、信仰があれば、カルトから身を守れるわけではありません。カルトは「クリスチャン」を引き込むことを大きな「収穫」とさえ思っています。

いっぽうで、キリスト教会のカルト性についてわたしたちは無自覚であってはならないと思うのです。自覚的に教会の理屈や論理を展開し、それを教会の内外に「信仰」の名で押し付ければ、そのことは、一見強い基盤のある信仰だと思われがちですが、じつは、その集団はとくに脆弱な状況にあると思います。佐藤さんはムード・クリスチャンだったのでしょうけれど、教会としての本来的な責任は否定できないのだとわたしは思います。牧会や教会員同士の関係性の問題や責任をいっているわけではありません。どのような集団にも佐藤さんに似た存在はあると思います。礼拝後の食事のシーン（教会では「愛餐会」と呼ぶことが多い）で、どこか居心地の良くない、みんなから孤立したり、集団の中で浮いた存在であると感じたり、そうした集団の中の孤立を悲しみ、それを恥ずかしく思うひとがあるものです。キリスト教は一致を目指すことが多いと思いますが、大きな問題の根のように感じます。牧師の礼拝における「説教」は、神のみ言葉と教会では解釈されますが、牧師を通じて語られた言葉を共有し一致しなければ気が済まない、教会内の凝り固まった信仰状況は、ひとことで言えばカルトに近いのだと

思います。教師を貶そうという意図はありません。ただ、教会には同じ言葉を耳にしてあるいは目にしている、教会員の多くとは別の思いを抱く存在が常にいます。このことは、じつに大切なことだと思うのです。そういう思いに気づき、違う感じ方・考え方・受け取り方を、つまり、ポリフォニックな状況がむしろ普通なのだと教会は気づく必要があります。「牧師先生がおっしゃったのだから正しい」というのは、信仰ではありません。カルトです。

### 3 本書の意味

本書は、その書名が示す通り、プロテスタント教会に通うひとりの人物が統一協会から脱会するまでの軌跡を描いた本です。佐藤さん（仮名）という人物が統一協会を脱会するまでの道のりが辿られています。同時に、佐藤さんと支援者である著者神保タミ子および関係者のドキュメンタリでもあります。読者の多くは事実の記録として緊迫した時間経過を体験するでしょう。

本書の内容は、心理学研究者の目からみても、事例検討の力量に優れています。既述のとおり、著者の配偶者は、研究者としても、そして、確かに心理学の世界では知られた秀でた臨床家でもありました。いっぽうで、著者は心理学の専門家ではありません。しかし、この優れた事例描写は、現代の事例検討に類例を見ないもので、それは著者が支援し切った、臨床でいうところのクライアントとの信頼関係が人名や教会名などを仮名扱いにした外は、いっさいの脚色がなく、行動について事実のみを記しているからです。脱会の心理変化を記述し、緊密で密度の濃い時間、特に著者宅にて被支援者（佐藤さん）と神保夫妻が過ごした42日間を通じて、佐藤さん自身がその問題（性）を理解し、脱会すること、そして、新しい生活を始めることについて書き抜いた点で、完成された事例報告となりました。また、この心理変化については、支援者たち（家族、友人、専門家など）の動き・活動は、今後同様の問題事例・事案に対応する際の、欠かせない視点を提供するものです。

さて、カルトの脱会は、辞めたいから辞めるといった、学校の部活動を退部するのとは異なり、単純なことではありません。しかも、本書で取り上げられた事例は、多額の経済的な被害も同時に被っています。こうしたカルトの目的は、なんらかの口実で金を集めることにひとつ集約されるでしょう。そうした事案は、



周囲の言葉や権限によってはなかなか解決しないのでしょうか。多く、仲間や家族、そして、専門家（脱会支援の専門）が統一協会を信じ込んでしまった人物（対象）と、丁寧に時間を過ごして、ようやく成し遂げられるイベントです。本書のように、ひとつの事例をつぶさに報告した資料は、今後もやはり必要です。

2022年夏、長く首相を続けた安倍晋三を山上徹也が銃撃した事件に関連して、襲撃理由として自身の母親が統一協会に所属し、その結果として、多大な損害を被ったことにあるという報道がなされました。この報道以後、統一協会に関する、事案の報道・報告が続き、統一協会に対する解散命令に注目が集まっています。また、とくに、「宗教二世」と表現され、山上徹也と同じく、統一協会員の保護者によって育てられ、統一協会通いを強要された方々の訴えにはその成長の過程の特異性が見えてきます。心理学ではこうした養育を、問題の少ない一般的な養育と比較して、虐待を含む「不適切な養育」(maltreatment)と呼び、発達の過程で、あるいは、おとなになってからのさまざまな問題にその根拠を与えるものだと知られています。カルトに関係しては、日本で知られている虐待の4類型以外に、"child trafficking"（こどもの人身売買）の観点も個人的には必要だと考えます。「宗教二世」という表現は不確かで誤解を与えるかもしれません。クリスチャン・ホームのこどもは多くこの範疇に入ります。檀家が子連れで法事に参加する場合これもまた「二世」といえるでしょう。カルトの場合は、こどもの権利を侵害し、カルトにこどもを引き渡すような事案となることが多い点で"trafficking"の視点は必要です。「人身売買」という逐語的な翻訳はこの場合間違っているかもしれませんので、「トラフィッキング」と記しておきます。

この点からいえば、わたしたちはカルトに影響され、子育て自体に問題を抱えている事例・事案についても、事例の蓄積が必要です。本書は、キリスト教会の信徒がカルトに取り込まれ、そこから解放される事例で、しかも、キリスト者の使命とそのキリスト教会の教師であり同時に脱会支援の経験者が活動したもので、そのキリスト教信仰に基づく活動の意味があります。しかし、カルトはキリスト教とはまったく別個のところでも多数行動していますから、信仰を基礎とする活動を殊更に取り上げ、そこをのみ肯定的に評価することは、カルト対キリスト教会の戦いという、とても狭い視野に問題を押し込めてしまいます。キリスト教だけがカルト脱会を支援できるというのはもちろん間違いです。また、心理師の信

仰自觉は個人の信念の裡にあるものです。わたし自身は、心理師としての活動にしてもその他の研究活動や講義等にしても、こうした信仰自觉をしています、それは、霊性の事象です。だから毎日聖書に触れ続けるわけです。

わたしたちに必要な事例報告や検討は、本書以外にもやはり必要なのです。事例の蓄積と読み解きの忍耐がどうしても必要となるわけです。それはエビデンスという次元では今のところありません。事案が発生したとき、わたしたちが単なる弥縫策を求めているだけでは、どのようなカルト問題にも対応できないでしょう。それは当事者にとっては信心で、帰依する対象があればそれが絶対者になっているからです。本書の核心部分は、こうした当事者の信念体系と歪みに気づき、それを本人が自覚するまで丁寧<sup>(注7)</sup>に寄り添うという、支援の本体部分から離れなかったことだ<sup>(注7)</sup>と思うのです。

## 注

注1 メディアの多くは「統一教会」と表記しています。しかし、本書では「教会」ではなく「協会」と表記しています。本書評では、本書に従って「統一協会」を当てます。書評者の考えも「協会」を当てるのが良いというものです。統一協会は「キリスト教会」ではないからです。なお、1994年に団体名を「世界平和統一家庭連合」と呼ぶようになり、2015年には文化庁に名称変更が認められています。英語メディアでは"Unification Church"としばしば表記されていますが、"the Family Federation for World Peace and Unification"を名乗っています。

注2 個人的に、神保信一を知る者として、また恩師でもありますから、比較的近くでかれの多忙さを見てきました。文字通り分刻みで活動していました。

注3 loyalty, No man can serve two masters: for either he will hate the one, and love the other; or else he will hold to the one, and despise the other. Ye cannot serve God and mammon. Matthew 6:24 KJV

注4 そもそも、教会に通う信徒が自分の聖書を読むようになったのはかなり経ってからです。多くのひとたちが聖書を手にするようになったのは、15世紀を待たねばなりません。活版印刷がここで始まるわけです。15世紀までは、限られた写本を限られたひとたちが読めるだけでした。教会の指導者はだから教会等での講話形式で話したわけです。

注5 2023年7月6日 17時39分；<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230706/k10014120531000.html>

注6 憲法審査会事務局(2017)第一章(天皇)に関する資料(衆憲資第95号)「3. 明治憲法との相違 (1) 天皇の地位の根拠、および、(2) 性格」(p.9)

注7 当事者が在籍した集団(丘の上キリスト教会)は理由をつけて寄り添うことをしませんでした。当事者が取り込まれる背景に自分たちがいたという事実は受け止めきれないことだったのかもしれませんが。このことを当該集団がどのように信仰的に受け止めるかについては聞いておきたいことではあります。それは一種この社会を表してもいると思います。無責任というのではないのです。入ってこないでほしいという一線を引いて、不知・無関心を装うことの問題は今後このような事例報告の際には考慮されるべきだと思います。

Summary of Lecture

How to Promote Community Welfare as a Certified NPO  
-Based on Experiences in Childcare Support-  
NAKAHASHI, Enko 11

Article

The Effects of Psychology Lectures on the Help-Seeking Attitudes  
to Counseling Services  
YAMAGUCHI, Kunko 19

講演会記録

認定NPOとして地域福祉をいかに進めるか 子育て支援の経験から  
中橋 恵美子 11

論文

心理学講義の心理相談援助要請態度への影響  
山口 孔丹子 19

March, 2022  
The Literary Society of Shikoku Gakuin University  
Zentsuji, Kagawa, Japan

2022年3月  
四国学院大学文化学会  
香川県善通寺市



Summary of Lecture

Preface to Lecture Text  
NIWA, Akira  
Problem Discoveries in Daily University Life  
—Utilization of Student-generated Questions to Build Independence—  
SUZUKI, Nozomu 11

The Necessity to Have Scientific Eyes  
~ Pseudoscience as Examples ~  
SHIMIZU, Kyo 31

Article

17 Districts (kyoku) of the United Church of Christ in Japan (Kyodoin)  
DOI, Shougo 43

The Possibility of Giving Artificial Intelligence a Heart  
YAMAGUCHI, Kunko NAKANISHI, Moe 77

Educational Study

Assessing Reading Comprehension of Incoming SGU Students  
Through the Reading Skill Test  
KONDO, Tsuyoshi NAKAZAWA, Kayo 99

論  
集  
第  
一  
六  
三  
号  
二  
〇  
二  
二  
年  
一  
二  
月

講演会記録

文化学会研究会特集序文  
丹羽 暁

日常生活における問題の発見。不思議の発見  
—主体性を育むための学生の問の活用方法の検討—  
鈴木 暁 11

科学的な目でものを見る必要性  
~疑似科学を例として~  
清水 一弘 31

論文

日本基督教団の教区の教勢比較  
土井 省悟 43

人工知能に心を持たせることはできるのか  
山口 孔丹子 中西 聡絵 77

教育研究

リーディングスキルテストからみる本学学生の入学時の読解力について  
近藤 剛 中澤 加代 99

December, 2022  
The Literary Society of Shikoku Gakuin University  
Zentsuji, Kagawa, Japan

2022年12月  
四国学院大学文化学会  
香川県善通寺市

四  
国  
学  
院  
大  
学  
文  
化  
学  
会

執筆者一覧

〔書評論文〕

あいざわいさお 四国学院大学 文学部教授

〔論文〕

山口 孔丹子 四国学院大学 社会福祉学部教授  
片山 昭彦 四国学院大学 社会学部教授 健康科学専攻  
安部 武矩 香川県運動推進協会 代表理事  
宮武 伸行 香川大学 医学部 准教授  
土井 省悟 四国学院大学 名誉教授

2023年12月12日発行

発行責任者 会沢 勲  
編集責任者 丹羽 章  
発行者 四国学院大学文化学会  
〒765-8505  
香川県善通寺市文京町3-2-1  
電話 (0877) 62-2111代  
印刷 四国工業写真株式会社  
〒761-8057  
香川県高松市田村町363-3  
電話 (087) 864-5566